

西本願寺本『万葉集』における仙覚の改訓とその傾向

― 卷第一を例として ―

菊本 麗

はじめに

西本願寺本『万葉集』は、鎌倉期の僧仙覚により文永三年（一二六六）に本文校訂された『万葉集』を書写した、最古の二十卷揃の伝本である。西本願寺本巻一には、仙覚による奥書があり、附訓について以下のように記されている。

①古次兩點詞者撰其秀逸同以墨點之②次雖有古次兩點而爲心詞參差句者以紺青點之所謂不勘古語之點并手余乎波之字相違等皆以紺青令點直之也是則先顯有古次兩點亦示偏非新點也③次新點譌并訓中補闕之句又雖爲一字而漏古點之字以朱點之④（書き下し⑤）

①古次兩点の詞は、その秀逸を選びて、同じく墨を以てこれを点ず③。

②次に古・次兩点有りと雖も、心詞参差たる句④は、紺青を以て之を点じ、所謂古語の点を勘へざる、並びに、手余乎波の字の相違等は、皆紺青を以て之を点じ直さしむなり。これ、則ち、ま

づ古次兩点のあることを顯し、また偏へに新点にあらざるを示すなり。

①次に、新点の歌ならびに訓の中にかけてたるを補ふ句、また一字たりと雖も古点の字に漏れたる字は、朱を以てこれを点す。

右に挙げた巻一の奥書によると、古点及び次点を示した墨筆訓、仙覚が改訓したことを示す紺青訓、仙覚が新たに附した新点を示す朱筆訓と、三種類に色分けされ、附訓されていることがわかる。しかし、何をもって「爲心詞参差句者（心詞参差たる句）」と判断したかなど、具体的な傾向は明らかになっていない。

西本願寺本の漢字本文に基づくことが主流である中、仙覚による改訓については、部分的な言及は散見されるが、一覽として取り上げ検討がなされた研究は管見の限り見られない。そこで、本稿では、右の奥書をもつ巻一を対象とし、仙覚による改訓が見られる箇所と仙覚改訓以前とされる訓を一覧にして附表で示す⑤とともに、例をあげながら仙覚による改訓の傾向についての考察を行っていく。

一 仙覺の本文校訂の態度

仙覺は訓とあわせて本文も校訂している。武田祐吉氏は「校本に依つて改めたもの」と「意を以つて改めたもの」がある⁽⁶⁾とし、後者は現在の研究で〈意改〉と称せられる。

仙覺による『万葉集』の漢字本文校訂について、下中彌三郎氏は、仙覺校定の結果は、概して穩當なものが多い。殊に仙覺が、傳來の支持無しにはみだりに本文を改めなかつたと見られるのは、立派な態度である⁽⁷⁾。

と評価している。武田祐吉氏も、

仙覺は『万葉集』の諸本を集めて校勘に従事し、治定本を作ることに努力したけれども、その本文の文字を改めることに就いては随分慎重なる態度に出でゐる。仙覺が自己の按をもつて校本に依らずして文字を補ひ正してゐることの確に知られるのは僅に一二に過ぎない。その他の例は校本に依つて文字を改めてゐるのである。しかも底本の文字が誤つてゐると普通に見られるものでも、なおただ直に改め直すことをせずして、校本による校異もしくは自己の按を本文の傍に存しておくに止めてゐるものも多くある⁽⁸⁾。

とする。対して、木下正俊氏は、「まことに万葉集の研究史上に仙覺なかりせば、と思わざるを得ない」としながらも、

当面の意改に関して言えば、彼も亦万葉集の本文を恣意で歪めた張本人という意味で礼賛羨望ばかりしてはられない⁽⁹⁾。

とする。また、小川靖彦氏は、

不自然な本文を削除して合理化するが、新たに文字を加えて本文を修復することは可能な限り行わないのが、仙覺の校定の原則であつたのである。「中略」古伝本伝来の本文の尊重は巻第一・巻第二全体を貫くものであつた⁽¹⁰⁾。

と述べている。

以上にあげたのは仙覺による『万葉集』の漢字本文の校訂に関する先行論である。本文校訂と改訓については、武田氏が以下のように述べている。

仙覺は『万葉集』の治定本を作るに當り、訓をも一定しようと試みた。訓の改訂には、本文漢字の改訂に伴ふものと、漢字はもとのまゝで訓のみを改めようとするものがある⁽¹¹⁾。

右に見られるように、武田氏は、仙覺による「訓の改訂」を「本文漢字の改訂にともなうもの」、「漢字はもとのままで訓のみを改めようとするもの」の二点に分けてゐる。また、この論の中で、仙覺の改訓の理由を「一、和漢不相應」「二、本集中他巻もしくは他書の例によるもの」「三、古語の例によるもの」「四、内容不明瞭なるによりて改むるもの」「五、内容不相應なるによりて改むるもの」「六、調の諧はざるによりて改む」とする⁽¹²⁾が、この武田氏の論は、仙覺が自身の万葉歌の理解を記した『萬葉集註釋』の記述を部分的に引きながら、巻二十までの仙覺による改訓を数例ずつ示しているに留めてゐる。

しかし、後に詳述するが、西本願寺本『万葉集』の複製によると、『万葉集』巻一の中だけでも一一〇例もの紺青訓が見られる⁽¹³⁾。よつて、本稿では、改訓について述べている奥書を持つ巻一の紺青訓に

対象を絞り、『萬葉集註釋』の記述⁽¹⁴⁾に加え、武田氏の説では触れられていなかった仙覚改訓以前の訓も参照しつつ、巻一における仙覚による改訓の傾向を見ていくこととする。

二 仙覚による改訓の傾向

『万葉集』巻一には計八四首の歌が収められている。西本願寺本『万葉集』の複製を参照すると、巻一の八四首のうち、およそ四割に相当する三三首⁽¹⁵⁾、計一一〇例に紺青訓が見られる。本稿では、巻一における一一〇例の紺青訓と、仙覚による改訓以前のものとされる本文や訓を照らし合わせ、仙覚改訓の傾向を探り、次の①～⑤の分類に分けた。紺青訓とその漢字本文に加え、仙覚改訓以前の訓を示すとされる伝本における該当箇所をこの傾向別に一覧とし、附表として示している。こちらも参照されたい。

- ①、揺らいでいた訓みを定めているもの
- ②、字余り・字足らずであった句の音数を整えているもの
- ③、歌の本文を改め、それに伴う訓も改めているもの
- ④、仙覚の持つ歌語の知識に拠って改められているもの
- ⑤、その他、古点・次点の訓みを部分的に変えているもの

- A 漢字本文の音に合わせて改めたか、と考えられるもの
 B 古点・次点の調査や『萬葉集註釋』の記述からは根拠がわからなかったもの

以下、それぞれ例をあげて詳述していく。

① 揺らいでいた訓みを定めているもの

まず、五番歌における仙覚による改訓と該当する漢字本文を参照し、仙覚改訓以前の該当箇所もあわせて見ていきたい。

五番歌

幸讀岐國安曇郡之時軍王見山作歌	
カミタツナカキハレヒノクレニケル	ワツキモシス
●	ムラキモノコヨロイタミスエトトリ
〔紺青〕	霞立
〔朱〕	長春日乃
〔墨〕	晩家流
〔本文左、墨〕	和豆肝之良受村肝乃
	心平痛見
	奴要子鳥
	ヌエトリノ
ウラフレハ	タマスキカクノヨロシク
トホツカミ	
ナキ	
占歎居者	珠手次
	縣乃直久
	遠神
	〔後略〕

- 西本願寺本の本文表記「占歎居者」
 元暦校本の本文表記「ト歎居者」
 類聚古集の本文表記「占歎居者」
 古葉略類聚鈔の本文表記「ト歎居者」
 広瀬本の本文表記「ト歎居者」

- 西本願寺本の紺青訓「(ウラ、墨)ナキ(ラレハ、墨)」
 元暦校本の訓「ウラフレレハ(墨)」
 「サハタオタスシ(朱)」
 ※平仮名別提訓なし

類聚古集の訓「ウラ（空白）」※平仮名別提訓なし

古葉略類聚鈔の訓「シノケムトヲレハ」

広瀬本の訓「シメ井ムトセハ」（書入…「（シメ井ムトセハ）左）ウラナキヲレハ」
（本文左）ウラフレヲレハ」

▽『萬葉集註釋』の記述…「ヌエトリノウラナキヲレハトハ、シタナクヲ、ウラナクト云也」

五番歌は、字体は異なるが、西本願寺本を始め、いずれの伝本も、すべて「占」もしくは「卜」という字に続けて、「歎居者」と記されている。西本願寺本では「ウラ」、「ヲレハ」は墨で、「ナキ」は紺青で記され、「ウラナキヲレハ」と訓む。元暦校本では、「ウラフレヲレハ」と墨で本文に傍書、「サハタオタスシ」と、本文と墨筆訓の間に朱で記される。元暦校本の書入については、『校本萬葉集 一』で、

この本⁽¹⁶⁾には、墨、朱、代赭、緑などの書入があつて、書寫當時筆者自身が施したのもあるが、書寫後も時を異にして數回にわたつて行はれて居るのであつて、墨書又は朱書の書入の内にも時代の違つたものが混じて居るのである。其内最古いと認められるのは、主として卷一及卷二に存する鮮かな朱の書入〔中略〕之につぐものは本文に似た漆黒な墨の書入であつて、⁽¹⁷⁾重に卷第一に裏書の文を書入れて居り、中に前述の朱の上をなぞつたところや、また朱を避けたところがあつて、その朱より後に加へたものである事明である。以上の朱墨の書入は甚古色があつて、本文とほぼ同時代と考へられる。さうして朱も墨も共に同人の手に成つたものかも知れない⁽¹⁷⁾。

と述べられている。

類聚古集では「ウラ」と記されたあとには空白で、五番歌には、元暦校本、類聚古集ともに平仮名別提訓は記されていない。鎌倉初期写の古葉略類聚鈔の訓は「シノケムトヲレハ」とあり、広瀬本の訓は「シメ井ムトセハ」とある。

以上のように、仙覚校訂本以前の『万葉集』卷一の伝本では、五番歌の「占（卜）歎居者」という箇所に対する訓が定まっていなかったことがわかる。ここで、『萬葉集註釋』中の仙覚の解釈に目を向けたい。『萬葉集註釋』の当該箇所に関する記述として、「ヌエトリノウラナキヲレハトハ、シタナクヲ、ウラナクト云也」とある。つまり、仙覚は密やかに泣くことを「ウラナク」と言うとし、訓を附し直したことがうかがえる。

①に分類した例は、先にあげた武田氏の「漢字はもとのままで訓のみを改めようとするもの」に該当すると言えよう。仙覚は、訓に揺らぎがある場合、あくまで漢字本文は伝来している形を尊重し、訓のみを改め整えるという態度で『万葉集』の校訂・改訓に臨んだ、と言える。

② 字余り・字足らずであった句の音数を整えているもの

次に、一二番歌における改訓の見られる箇所を取り上げる。

一二番歌

朱	墨
ワカ	シシマハミツツコフカキアコネノウラノタマンビロハメ

紺書

ホリ

吾欲之野嶋波見世追底深伎阿胡根能浦乃珠曾不拾

墨

ワカホリシマハミツルヲ

或頭云 吾欲子嶋羽見遠

右檢山上憶良大夫類聚歌林曰天皇御製歌云々

紺書

西本願寺本の本文表記「吾欲之」

元暦校本の本文表記「吾欲之」

類聚古集の本文表記「吾欲之」

古葉略類聚鈔の本文表記「吾欲之」

広瀬本の本文表記「吾欲之」

西本願寺本の紺青訓「(ワカ、墨) **ホリ**(シ、墨)」

元暦校本の平仮名別提訓「わかおもひし」 ※書入なし

類聚古集の平仮名別提訓「わかおもひし」 ※書入なし

古葉略類聚鈔の訓「ワカオモヒシ」

広瀬本の訓「ワカオモヒシ」(書入…「(オモヒ)ノ右)ホ
リ」)

▽『萬葉集註釋』の記述…該当箇所に関する記述なし

西本願寺本を含め、取り上げた伝本における本文表記はすべて同じである。西本願寺本では「ワカ」と「シ」が墨で、間の「ホリ」が紺青で記される。元暦校本、類聚古集はともに「わかおもひし」と平仮名別提訓で、古葉略類聚鈔、広瀬本も同じ訓み方を平仮名で示している。

『萬葉集註釋』に該当箇所に関する記述は見られない。この一二番歌では、字余りであった句の訓が、五音に収まるように整えられていると見ることができると見られる。

次の三二番歌も同じく、字余りであった句の音数を整えていると考えられる。

三二番歌

高市古人感傷近江舊堵作歌
或書云高市連
墨入

ヒトニワレ ヤサ、ナミノフルキミヤコラミレハカナシキ

墨 床 紺書

フル

アルラメ

古人余和礼有哉樂浪乃故京乎見者悲寸

西本願寺本の本文表記「古人余和礼有哉」

元暦校本の本文表記 ナシ

類聚古集の本文表記「古人余和礼有哉」

古葉略類聚鈔の本文表記「古人余和礼有哉」

広瀬本の本文表記「古人余和礼有哉」

西本願寺本の紺青訓「**フル**(ヒトニワレ、墨) **アルラメ**(ヤ、墨)」

元暦校本の訓 ナシ

類聚古集の平仮名別提訓「いにしへのひとにわれあれや」 ※

書入なし

古葉略類聚鈔の訓「イニシヘノヒトニワレアレヤ」

広瀬本の訓「イニシヘノヒトニワレアレヤ」(書入…「(本文

広瀬本の本文表記「御勢乃」

西本願寺本の紺青訓「(ミ、墨) トラシ(ノ、墨)」

元暦校本の訓「ミイキヲヒノ(朱)」※平仮名別提訓なし

類聚古集の訓 ナシ

古葉略類聚鈔の訓「ミ(空白)ノ」

広瀬本の訓「ミイキホイノ」(書入：「(「ミイキホイ」ノ右、

「イキホイ」ヲ抹消シテ)ミトラシ」「(本文上部書入) 勢ハ
執トシノ誤リ)」

▽『萬葉集註釋』の記述：「ミトラシト云フハ、御弓也。ミトラシトイフヲ、マタハミタラシトモイフ。トト、タト、同内相通ノ故也。〔後略〕(19)」

三番歌は類聚古集には収められていない。元暦校本、古葉略類聚鈔、広瀬本の本文では「勢」という字であったところが、西本願寺本では「執」という字に改められている。訓は、元暦校本は「ミイキヲヒノ」と朱で記し、古葉略類聚鈔では「ミ(空白)ノ」、広瀬本の訓は「ミイキホイノ」となっている。対して、西本願寺本では本文の校訂に合わせて「ミトラシノ」という訓みに変わっている。『萬葉集註釋』には、「ミトラシト云フハ、御弓也。ミトラシトイフヲ、マタハミタラシトモイフ。」とあり、仙覚がこの箇所を自身の見解を反映させて改訓した事をうかがい知ることができる。

次の二三番歌も、他の伝本では「格」と記される本文の表記を、西本願寺本では「格」という字に改めている。

【二三番歌】

皇極天皇天豊財重日足姬四年六月讓位於於輕太子以中大兄為皇太子天智天皇是也

紺書 朱 墨

中大兄 宇天皇 三山歌一首

本文左、朱

近江宮御 三山歌一首 三山歌歎火香山耳梨也見風土記

ヤハウネヒラオシトミナシトアヒアラソヒキカミヨリカヘルアラシイニシヘモ

紺書 朱 墨

カク ウ

高山波雲根火雄男志等耳梨與相諍・競伎神代從如此余有良之古昔母

シカテコソウツセミモンマアヒ キ

紺書 朱 墨

然余有許曾 虚蟬毛孀乎 相格良思吉

本文左、墨

アレヒ アヒラカクヲオモヒキ ウツラン

西本願寺本の本文表記「相格良思吉」

元暦校本の本文表記「相格良思吉」

類聚古集の本文表記「相格良思吉」

古葉略類聚鈔の本文表記「相格良思吉」

広瀬本の本文表記「相格良思吉」

西本願寺本の紺青訓「(アヒ、墨) ウツラン(キ、墨)」

元暦校本の訓「アヒウチヨモシヲモヒキ(代赭)」(20) ※平

仮名別提訓なし

類聚古集の訓「可考(右、墨)」 ※平仮名別提訓なし

古葉略類聚鈔の訓「アヒテカクヲヲモヒキ」

広瀬本の訓「アヒテカクヲオモヒキ」（書入…「（「ヒテカク」ヲ抹消シテ右）ラソフ」「（「オモヒ」ヲ抹消シテ右）シ」）

▽『萬葉集註釋』の記述 該当箇所に関する記述なし

右のように、元暦校本は「アヒウチヨモシヲモヒキ」と代赭で、類聚古集は墨で「可考」と記す。また、古葉略類聚鈔は「アヒテカクヲヲモヒキ」、広瀬本は「アヒテカクヲオモヒキ」と訓むが、西本願寺本では本文の漢字の校訂に沿った「アヒウツラシキ」という訓みに改められている。

本文校訂に伴う改訓は五〇番歌にも見られ、仙覚校訂以前は「忌」という字であった箇所が、西本願寺本では「忘」となっている。

五〇番歌

藤原宮之役民作歌

ヤヌミシ ワカオホキミノタカ ヒノワカミコハ アラタヘノ

〔墨〕

シ

テラス

八隅知之 吾大王 荒照 日乃皇孛 荒妙乃

〔中略〕

モノフノ ヤウチカニ タマモナス ウカヘナ

トト

〔墨〕

ツマテラ

婦手乎 物乃布能

八十氏河奈

玉藻成

浮倍流礼

其乎取登

サハクミタミモ

イヘ

ミモタナシラス

〔墨〕

ワスレ

散和久御民毛

家忘

身毛多奈不知

タカライ

〔後略〕

本文左、墨

西本願寺本の本文表記「家忘」

元暦校本の本文表記「家忘」

類聚古集の本文表記「〇忌」

古葉略類聚鈔の本文表記「家忘」

広瀬本の本文表記「家忘」

西本願寺本の紺青訓「イヘ、墨 ワスレ」

元暦校本の訓「イヘライミ（代赭）」、「イヘワス（本文左、代赭）」

「レ（本文左、墨）」 ※平仮名別提訓なし

類聚古集の訓「（〇ノ右）家」 ※平仮名別提訓なし

古葉略類聚鈔の訓 「イヘライミ」

広瀬本の訓「イヘライミ」（書入…「（「ライミ」ヲ抹消シテ

右）ワスレ」 「（本文「忌」ノ左）ワスレ」）

▽『萬葉集註釋』の記述…該当箇所に関する記述なし

仙覚改訓以前は、漢字本文の表記を「家忘」とし「イヘライミ」と訓まれてきたが、仙覚は「家忘」に改め「イヘワスレ」としている。

ここまでの三例は、いずれも『萬葉集註釋』に記述が見られず、仙覚の解釈を知ることができない。

次に、五五番歌の考察に移りたい。

五五番歌

アサ キヒト、モンモマンチヤムキクトミラムキヒトモシモ

〔墨〕

モヨイ

朝毛吉木人乏母亦打山 行来跡見良武樹人友師母

右一首調音淡海

西本願寺本の本文表記「朝毛吉」

元暦校本の本文表記「朝毛告」

類聚古集の本文表記「朝毛告」

古葉略類聚鈔の本文表記 ナシ

広瀬本の本文表記「朝毛吉」

西本願寺本の紺青訓 「(アサ、墨) **モヨイ**」

元暦校本の訓「アサモヨヒ(代赭)」 「アサケツク(本文左、

朱)」 ※平仮名別提訓なし

類聚古集の平仮名別提訓「あさけつく」 ※書入なし

古葉略類聚鈔の訓 ナシ

広瀬本の訓「アサケツク」(書入…) 「(アサケツク)ノ右

アサモヨヒ(抹消)」 「(サケツク)ヲ抹消シテ右) サモヨ

シ」 「(アサケツク)ノ左、小字) 麻裳敷)」

▽『萬葉集註釋』の記述…「アサモヨヒトイフコト、フルクハ炊^{カク}ニ

朝飯^{アサヒ}義也ト尺セリ。シカレトモ、コレハカナラスシモ飯ヲカシ

ク義ニハアラサルニヤ。モヨヒトイフコトハニヨリテ、朝食ノヨ

シニイヒナセルナルヘシ。」

元暦校本、類聚古集の漢字本文では「朝毛告」、広瀬本では「朝毛

吉」、西本願寺本では「朝毛吉」となっている。元暦校本において、

当該歌に平仮名別提訓はないが、「アサモヨヒ」と代赭で記され、本文の左に「アサケツク」と朱で記されている。類聚古集には平仮名別提訓で「あさけつく」、広瀬本にも片仮名で「アサケツク」と記される。しかし、西本願寺本では、漢字本文の表記にあわせて「アサモヨイ」と改められている。『萬葉集註釋』には、「モヨヒトイフコトハニヨリテ、朝食ノヨシニイヒナセルナルヘシ。」という仙覚の解釈も記されている。

以上の四例は、武田氏が「本文漢字の改訂にともなうもの」としているものに相当する。私見を加えるならば、あくまで巻一を見る限りではあるが、歌の本文を改め、それに伴う訓も改めている場合、歌意を考慮しつつ形が近似している字への改訂に留め、それに伴い訓も改めていることがわかる。

④ 仙覚の持つ歌語の知識に拠って改められているもの

④には、仙覚による歌語の解釈が、典拠とともに『萬葉集註釋』に詳述されているものを分類した⁽²¹⁾。此の分類に該当する例として、一三番歌の改訓箇所を取り上げる。歌本文は先に引用したため、ここでは割愛する。

一三番歌

西本願寺本の本文表記「高山波」

元暦校本の本文表記「高山波」

類聚古集の本文表記「高山波」

古葉略類聚鈔の本文表記「高山波」

広瀬本の本文表記「高山波」

西本願寺本の紺青訓「カク(ヤマハ、墨)」

元暦校本の訓「タカヤマハ(代赭)」 「カク(朱)」

※平仮名別提訓なし

類聚古集の訓、ナシ

古葉略類聚鈔の訓「タカヤマハ」

広瀬本の訓「タカヤマハ」(書入) 「(「タカ」ノ右 カク」

「(「マ」ノ右) マ」

▽『萬葉集註釋』の記述…「コノ歌古點ニハ、タカヤマハ、クモネヒヲ、シト、ト點セリ。ソノ心タカヘリ。高山波雲根火雄男志等ト和スヘシ。ウトクトハ、同韻相通也。サレハ高麗ヲ、カクノクニノ人ハ、カクリト云フ。シカレハ香山トカキテモ、カクヤマトヨム同事也。其由縁ハ、ムカシ山川モ夫婦ノ契ラムスヒケリ。シカルニカク山ハ、女山也。畝火山ト、耳梨山トハ男山也。シカルニミ、ナシヤマ、ハシメニカクヤマヲケシヤウスルニ、ナニトナクウケヒクケシキナリケリ。ソノノ、チニ、ウネシノ山、又カク山ヲケシヤウスルニ、ウネヒノ山ハスカタモヲ、シク、ヨカリケレハ、コレニ心ウツリニケリ。ヲ、シキトイフハ、ケタカクヨキ也。サテミ、ナシヤマ、サキノヤクソクニマカセテ、アハントスルニ、カクヤマウケヒカス。ウネヒノ山コレヲキ、テ、トモニタ、カフ。コレヲミツ山ノタ、カヒト云也。」

西本願寺本を含め漢字本文に相違はないが、訓に目を向けると、元

暦校本の代赭訓や古葉略類聚鈔、広瀬本では「タカヤマハ」と訓まれているが、西本願寺本は「カクヤマハ」と訓んでいる。そして、この歌に関して、『萬葉集註釋』に仙覚の見解が詳細に示されている。「コノ歌古點ニハ、タカヤマハ、クモネヒヲ、シト、ト點セリ。ソノ心タカヘリ。高山波雲根火雄男志等ト和スヘシ」とし、その後、音韻についての記述と、『播磨国風土記』にも見られる大和三山の妻争いの伝承を引く。古点の訓みを「ソノ心タカヘリ」とし、いにしへの伝承を参考とし改訓していることは、特筆すべき点のひとつと考えられる。八三番歌の改訓と仙覚の見解にも目を向けたい。

八三番歌

オキツシラナミタツタヤマツツカコエナムモカアタリミム

紺書 朱 墨
ワタツミノ

海底奥津白波立田山何時鹿越奈武妹之當見武

作

(右) 古今案不似御井所○若疑當時誦之古歌歟

西本願寺本の本文表記「海底」

元暦校本の本文表記 ナシ

類聚古集の本文表記「海底」

古葉略類聚鈔の本文表記「海底」

広瀬本の本文表記「海底」

西本願寺本の紺青訓 「ワタツミノ」

元暦校本の訓 ナシ

類聚古集の平仮名別提訓「みなそのの」 ※書入なし

古葉略類聚鈔の訓「ミナソコノ」

広瀬本の訓「ミナソコノ」(書入…「(「ミナソコノ」ノ右

オキツシラナミタツタ山)」

▽『萬葉集註釋』の記述…「此歌ノ發句、古點ニハ、ミナソコノト點セリ。謹考^{ルニ}其心詞^ヲ「ミナソコトイヒテハ、ソノコトハリアヒカナハス。海ニ白浪タツナラヒナリトイフトモ、ミナソコニシラナミタツトハミユヘキニモアラス。メニミエサレハ、マタコトニイヒツヘキニモアラス。ヨリテイマ海底ノ二字ヲワタツミト和スヘシ。ワタツミノオキトツ、クルコトハ、傍例コレオホシ。オヨソワタツミトハ、海神トカキテ、ワタツミト和セリ。神ヲハ、ツミトイフユエナリ。イマコノ海底、コノ心ナルヘシ。海神ハ、ムネト龍神ヲイフ。カノ龍宮ハ海底ニアレハ、コレヲワタツミト和スヘシ。遂テ考ルニ喜撰式ニハ、海底ワタツミトイフトイヘリ(22)。」

先にあげた一三番歌同様、八三番歌も漢字本文の表記に相違は見られず、すべて「海底」としている。類聚古集の平仮名別提訓及び古葉略類聚鈔、広瀬本の訓では「みなそのの」となっているが、西本願寺本では「ワタツミノ」と紺青訓が附されている。この歌に関しても『萬葉集註釋』に詳細な記述があり、「此歌ノ發句、古點ニハ、ミナソコノト點セリ。」とあることから、古点では「ミナソコノ」とされていたことを表し、加えて、末尾の記述から『喜撰式』の記事を参照していることもわかる。また、仙覚の見解を記す中に「謹考^{ルニ}其心詞^ヲ」

「コノ心ナルヘシ」とあることは着目すべきである。

以上のように、『萬葉集註釋』に仙覚の知識や解釈が記される例を④に分類した。仙覚による見解を示す記述の中には、先にあげたように「心」「心詞」という語が見られる例もある。また、『日本書紀』といった記録類の記事や伝承が記されている例も散見される。稿者は、『萬葉集註釋』の中で仙覚の見解が「心」「心詞」という語を用いて示されている場合は、奥書にいう「爲心詞參差句(心詞參差たる句)」に、『日本書紀』などの史料や伝承をもとに改訓している場合は、奥書の「不勘古語之點(古語の点を勘へざる)」に相当すると考える。

⑤ その他、古点・次点の訓みを部分的に変えているもの

本稿での考察は、あくまで巻一の改訓に終始してしまったため、古点・次点の訓みを部分的に変えているが、巻一内部の検討だけでは①④に分類することができなかったものを「⑤その他、古点・次点の訓みを部分的に変えているもの」とした。その中でも、

A 漢字本文の音に合わせて改めたか、と考えられるもの

B 古点・次点の調査や『萬葉集註釋』の記述からは根拠がわからなかったもの

の二通りに分けた。

まずAに関して、四番歌に見られるように、本文表記「馬」の訓を、仙覚校訂以前とされる伝本では「こま」としているところを、仙覚は「ウマ」と訓むように改めている。

四番歌

反歌

タマキハルウチノオホノニ マナメテアサフマスムソクサツケン

墨 朱 紺

ウ

玉冠春内乃大野尔馬數而朝布麻須等六其草深野

西本願寺本の本文表記「馬數而」

元暦校本の本文表記「馬數而」

類聚古集の本文表記「馬數而」

古葉略類聚鈔の本文表記「馬數而」

広瀬本の本文表記「馬數而」

西本願寺本の紺青訓「ウ(マナメテ、墨)」

元暦校本の平仮名別提訓「こまなめて」「コマナメテ(本

文左、代赭)」

類聚古集の平仮名別提訓「こまなめて」 ※書入なし

古葉略類聚鈔の訓「コマナメテ」

広瀬本の訓「コマナメテ」(書入…「(「マ」ノ右)マ」)

▽『萬葉集註釋』の記述…該当箇所に関する記述なし

『萬葉集註釋』に該当箇所に関する記述はなく、あくまで仮説となるが、仙覚は、平安期和歌に詠まれる「こま」よりも「ウマ」の方が古い訓み方との判断を下したか、と考える。この点については、「馬」の訓みに対する鎌倉期の認識について、別途調査を要する。

Bには、先にも述べたように巻一内部の検討だけでは、改訓の根拠を突き止めることができなかつたものを分類した。例として二一番歌をあげる。

二一番歌

皇・太・子ノ答ノ御歌 明日香宮御宇天
皇詠曰天武天皇

ノニホヘレイモラニククアラハ ヒトツマユニニワカコヒメヤモ

墨 朱 紺

アキハキ

紫草能尔保敝類妹乎尔告尔有者人孀故尔吾戀目八方

カリシマフハ蒲 ヒツキノミコ オオミタチ ウツノマウト

紀曰天皇七年丁卯夏五月五日縦・獲於蒲生野于時天・皇・弟 諸王 内臣

墨 朱 紺

ト マチキタチ ニオムトマリ

及 群・臣 皆 悉從焉

墨 朱 紺

西本願寺本の本文表記「紫草能」

元暦校本の本文表記「紫草能」

類聚古集の本文表記「紫草能」

古葉略類聚鈔の本文表記「紫草能」

広瀬本の本文表記「紫草能」

西本願寺本の紺青訓「アキハキ(ノ、墨)」

元暦校本の平仮名別提訓「むらさきの」 ※書入なし

類聚古集の平仮名別提訓「むらさきの」 ※書入なし

古葉略類聚鈔の訓「ムラサキノ」

広瀬本の訓「ムラサキノ」 ※書入なし

▽『萬葉集註釋』の記述…該当箇所に関する記述なし

二一番歌の漢字本文は、西本願寺本含めいずれも「紫草能」となっているが、西本願寺本では「アキハキノ」という訓になっている。この箇所に関して『萬葉集註釋』に記述はなく、改訓の根拠は明らかになっていない。

このように、巻一の検討のみでは改訓の根拠がわからなかった例に関しては、まず、他の箇所と同じ語が詠まれ、それによって改めているか、という可能性が考えられる。そのため、巻一の他の用例や、巻二以降に同じ語が出てくるかを調べ、適宜『萬葉集註釋』の記述を参照する必要がある。

また、仙覚が万葉歌を改訓した一三世紀初頭の共通理解によるかも考えられる。以前拙稿にて、仙覚校訂以前の伝本で「若子」は「わかきこ」と訓まれていたのを仙覚が「ミトリコ」と改訓したことを示し、その背景の一つとして、仙覚改訓と同時期に成立の『新撰和歌六帖』に収められる「わかいこ」という題で詠まれる「みどりこ」の歌群をあげ、仙覚改訓時に背景としてあった「みどりこ」という歌語に対する共通理解の影響を指摘した⁽²³⁾。それと同様に、Bに分類したものの一部にも、そのような影響が見られるか、とも考える。

おわりに

本稿では、改訓についての奥書をもつ巻一を対象を絞り、適宜『萬

葉集註釋』の記述も参照しつつ、巻一内の仙覚による改訓と、仙覚改訓以前の訓を比較した。そして、代表例を見ていきながら、

①、訓に揺らぎがある場合、仙覚はあくまで本文は伝来している形を尊重し、訓のみを改め整えている

②、音数を整える場合も、本文は伝来している形を尊重し、訓のみを改め整えている

③、歌の本文を改め、それに伴う訓も改める場合、形が近似している字への改訂に留め、それに沿って訓も改めている

④、『萬葉集註釋』の記述に「心」「心詞」という語が用いられる例、『日本書紀』の記事や伝承が記されている例があり、前者は巻一奥書の「爲心詞參差句」、後者は「不勘古語之點」に相当すると考えられる

という傾向が見られることを述べた。加えて、巻一内部の検討からでは改訓の根拠が判然としなかったが、漢字本文の音に合わせて改めたかと考えられるものもあることを述べた。本稿の考察では改訓の根拠がわからなかったものに関しては、鎌倉期の訓読、巻一の他の用例や他の巻の附訓及びそれに関する仙覚の見解の影響の有無に加え、仙覚改訓の背景にある歌語の共通理解について、別途調査することを課題としたい⁽²⁴⁾。

改めて言うまでもなく、『万葉集』の附訓の歴史において、仙覚の功績は大きい。仙覚は、漢字本文は伝来の形を尊重し、本文を改める場合も近似する字への改訂に留めている。しかしその一方で、改訓については、根拠が判然としないものもあることがわかった。仙覚の見解は『萬葉集註釋』からしか知ることができないが、『萬葉集註釋』

に記述があるものでも、五番歌の「占敷居者」という箇所に関する「又エトリノウラナキヲレハトハ、シタナクヲ、ウラナクト云也」という説明など、解釈に至った典拠が示されていない例もある。また、この改訓は現在の諸注釈書では採用はされていないが、二番歌の初句「紫草能」を仙覚は「アキハキノ」としているように、『萬葉集註釋』にも記述がなく、その改訓の根拠を知ることができず、首肯し難い例もある。

本稿の「一、仙覚の本文校訂の態度」で示したように、仙覚の漢字本文の校訂に関しては、下中氏は「穩當なものが多い」とし、武田氏も「慎重なる態度に出ている」と述べるなど、肯定的に捉えられてきた。小川氏も「古伝本伝来の本文の尊重は巻第一・巻第二全体を貫くもの」としている。しかし、本稿での考察により、仙覚による附訓については、仙覚改訓以前とされる訓や『萬葉集註釋』の記述を参照しても、改訓の根拠を知ることができないものもあることがわかった。『萬葉集』研究史上、仙覚が絶対的な存在であることは確かであるが、木下氏の言葉を借りるならば、「礼賛羨望ばかりしていられない」のも事実である。今一度、仙覚による改訓が見られる例を確認し、各例における改訓の是非を問い直す必要もあろうと考える。

注

(1) 本稿における西本願寺本の本文は、佐佐木信綱氏、武田祐吉氏編纂の西本願寺本『萬葉集』の複製（竹柏会発行、一九三三年）に拠った。書き下しとの照応の便を考えて、古・次点について

記している箇所の頭には⑦、改訓についての箇所の頭には⑧、新点についての箇所の頭には⑨と附した。

(2) 李家正文氏、島正三氏編輯『日本古典全書 萬葉集』第一卷（朝日新聞社、一九四七年）を参考にし、私に書き下した。

(3) 本稿では、文永三年時の附訓に関する箇所を奥書より抜粋した。「同じく」とあるのは、引用より前に記される文永二年の校訂時の附訓を指す。

(4) ここでは、心（≡意味）と詞が食い違うことを意味すると捉える。

(5) 西本願寺本『萬葉集』巻一以外に、以下を参照した。

・元暦校本・「e 国宝」(<http://www.emuseum.jp/>)

・類聚古集・龍谷大学仏教文化研究所編『龍谷大学善本叢書 20 類聚古集 影印・翻刻篇』全二卷（思文閣出版、二〇〇〇年）

・古葉略類聚鈔・佐佐木信綱編輯兼発行『古葉略類聚鈔』の複製（精芸出版合資会社印刷、一九三三年）

・広瀬本・廣瀬捨三、佐竹昭広、木下正俊、神堀忍、工藤力男『校本萬葉集 別冊一』（岩波書店、一九九四年）。広瀬本は、書写年代は江戸中期とされるが、藤原定家本の忠実な書写本とも言われるため、非仙覚本系統でなおかつ鎌倉期の本文と訓を伝えているとし、参照した。

(6) 武田祐吉氏著『萬葉集書誌』（古今書院、一九二八年）二八五頁。『武田祐吉著作集 第六卷 萬葉集篇Ⅱ』（角川書店、一九七三年）にも収められている。

(7) 下中彌三郎氏編集兼発行『萬葉集大成 第二卷 文献篇』（平

凡社、一九五三年)「萬葉集抄・仙覺・仙覺本」六九頁。

(8) 注(6) 掲書、三二二頁。

(9) 木下正俊氏『万葉集論考』(臨川書店、二〇〇〇年)所収「仙覺及び彼以後の意改」二六三〜二六四頁。

(10) 小川靖彦氏『仙覺の本文校定―『萬葉集』巻第一・巻第二の本文校訂を通じて―』(『青山語文』四二巻、二〇一二年三月)。

(11) 注(6) 掲書、三一九頁。

(12) 注(6) 掲書、三二九頁〜三三七頁。

(13) 注(1) 掲書。月報第一の凡例に、

紺青は褪色して読み難くなつたので、その上に後人が補筆を加へたものが多い。その補筆は紺青もあるが、大抵は朱又は墨である。今辿られる限は、なるべくこれを紺青に復して印行した。

とあるように、「紺青に復して印行」されていることに従った。(14) 本稿における『萬葉集註釋』の引用はすべて、佐佐木信綱編『萬葉集叢書第八輯 仙覺全集』(古今書院、一九二六年)に拠つた。底本などについては、序言に、

今、載するところは、竹柏園所蔵の古寫本を底本とし、神宮文庫所蔵古寫本、彰考館文庫所蔵古寫本を参考校本として、校訂を加へた。しかして總論の部分は、木村博士舊蔵本で、今、岩崎文庫にある宗祇抄の前に合綴されて居る古寫本を以て校した。なほ鼈頭にあるは、玄覺、もしくは後人の書入である。

と記されている。

(15) 三、四、五、八、一〇、一二、一三、一四、一七、二一、二三、

二九、三〇、三二、三六、三八、三九、四〇、四三、四五、四

七、四九、五〇、五二、五五、五八、六〇、六五、六六、六八、七二、七九、八三の計三三首。

(16) 元暦校本『万葉集』を指す。

(17) 佐佐木信綱氏編輯『校本萬葉集 一』(岩波書店、一九三二年)一〇二〜一〇三頁。

(18) 佐竹昭広、山田英雄、工藤力男、大谷雅夫、山崎福之校注『新日本古典文学大系1 萬葉集 一』(岩波書店、一九九九年第一版発行)。

(19) 「或説ニ云ハク：・」と続け、「天竺ノ多羅葉其長七尺五寸也。弓ノ長又七尺五寸也。故ニコレヲ多羅子トイフナリ。」といつた、弓の説明を記している。

(20) 代緒訓については、注(17) 掲書に、
代緒の文字は、前にあげた朱や墨の書入を避けた所や、又その朱墨に對して加へた所があるから、それよりも後である事明であるが、確な年代を知る事は出来ない。たゞその

字體筆法假名遣などからしてほど鎌倉時代と推定されるのみである。

とある。

(21) 武田氏も、注(6) 掲書三二九頁において、

仙覺が訓を改めた理由に至つては仙覺本に於いてはほとんど知ることが得ないが、萬葉集註釋によれば種々の理由の存することが知られる。

と述べている。

(22) 『喜撰式』とも呼ばれる『倭歌作式』には、「若詠海底時 わたつみと云」とある(佐佐木信綱氏編『日本歌学大系 第一巻』(風間書房、一九五六年)より引用)。

(23) 拙稿「万葉歌における「みどり子」訓再考」(『国文学攷』第二三四号、二〇一七年六月)。

(24) 加えて、佐佐木信綱氏が「仙覺律師傳」(注(14)掲書所収)にて、

仙覺は悉曇に通じて、音韻に委しかつたので、梵語の知識を萬葉の古語の解釋に應用した。

と述べるように、仙覺は悉曇学に通じていたようである。仙覺の梵語の知識が改訓にどう活かされているのか、梵語の知識を応用することの是非についても検討する必要がある。

(きくもと れい、広島大学大学院文学研究科博士課程後期在学)

■：判読不能であった字	■：判読不能であった字	()：書入の位置などを示す ■：判読不能であった字	△その歌の他の部分への記述は見られるが、該当箇所に関する記述なし ×その歌への記述なし ルビは本文の裏に(ルビ)のように記した (一) (二) (レ)：返り点 【後編】：略
広瀬本の本文表記	広瀬本の題 (後設本文右、 短歌片仮名別提調)	広瀬本の書入	萬葉集註釋
伊縁立之	イヨシタチソ	「(「タチソ」ノ右)タシヘ(抹消)」(「テヘシ」	△
御勢	ミトラシ	「(「ミ」ノ右)ミ」(「本文左)ミイキホヒノ(抹消)」	△
ト敷居者	シメ井ムトセハ	「(「シメ井ムトセハ」ノ右)ウラナキラレハ」 「(「本文左)ウラフレラレハ」	ヌエトリノウラナキラレハトハ、シタナクラ、ウラナクト云也
還比奴礼婆	カヘリモヒヌレハ	「(「本文右、(「リモ」ヲ抹消シテ)ラ」(「本文右)レハ」(「本文」(「奴」ノ左)ヌ」	△
見放武八萬雄	ミテ放ムヤマタホヲ(「タホ」抹消)	「(「ミテ」ヲ抹消シテ右)ミハナタ(抹消)」 「(書入)ミハナタ」(下)サケ」(「本文」(「八萬雄」ノ左)ヨロツツノコヘロナギ(抹消)」	△
御念食可	オホシメセムカ	「(「オホシ」ノ「オ」ト「ホ」ノ間小字書入)モ」 「(「セム」ヲ抹消シテ右)セ」	△
黄葉頭■理	モマチハカセセリ	「(「本文」(「■」ヲ抹消シテ左)刺」(「マ」ヲ抹消シテ右)ミ」(「セ」ヲ抹消シテ右)サ」	△
日之皇子	ヒシリノミコノ(「シリ」ト末尾「ノ」抹消)	「(「ミ」ヲ抹消シテ右)ミ」	△
縁而有許曾	ヨリチアルコソ	「(「ル」ヲ抹消シテ右)レ」	△
織手平	タヲヤメヲ	「(「タヲヤメ」ヲ抹消シテ右)ツマテ」(「本文」上節書入)ツマテ 材木ヲ云カ」	織手トハ、ツマトイフハ、ツヘクトイフコトハ、マツツトイフ心ヲモカネタリ。手(テ)ハナカシトイフコトハナリ。
浮倍流礼	ウカヘナカルレ	「(「ル」ヲ抹消シテ右)セ」	△
其乎取	ソレヲトル(「レ」抹消)	「(「取」ノ右下小字書入)〇」(「〇」ノ右)登ノト」	△

菊本麗「西本願寺本『万葉集』における仙覚の改訓とその傾向 ―巻第一を例として―」
 附表：仙覚による改訓と、改訓以前のものとされる漢字本文・訓一覧

改訓の傾向	西本願寺本 歌番号	長歌/ 短歌	西本願寺本の 本文表記	綴背訓	他の色で書かれる傍書	西本願寺本以前の本文表記	平仮名別提訓	改訓以前の片仮名傍訓及び書入
				() : 別色訓		【元暦】：元暦校本『万葉集』 【類聚】：類聚古集 【古業】：古業題類聚鈔※重出の場合「(重出)」と記す。 () : 筆の色や書入の箇所などを示す ■：判読不能であった字		【元暦】：元暦校本『万葉集』 【類聚】：類聚古集 【古業】：古業題類聚鈔※重出の場合「(重出)」と記す。 () : 筆の色や書入の箇所などを示す ■：判読不能であった字
①	3	長歌	伊緑立之	(イ、墨)ヨリタシ(シ、墨)	ナシ	【元暦】「伊緑立之」【類聚】ナシ【古業】「伊緑立之」	ナシ	【元暦】「イヨリタテリシ(朱)」【類聚】ナシ【古業】「イリタテノ」
	3	長歌	御執	(ミ、墨)トラスノ	ナシ	【元暦】「御執」【類聚】ナシ【古業】「御執」	ナシ	【元暦】「ミイキヲヒノ(墨)」【類聚】ナシ【古業】「ミ(空白)」
	6	長歌	占敷居者	(ウラ、墨)ナキ(ヲレハ、墨)	ナシ	【元暦】「ト敷居者」【類聚】「占敷居者」【古業】「ト敷居者」	ナシ	【元暦】「ウラフトレレハ(墨)」【サハタオタスシ(朱)」【類聚】「ウラ(空白)」【古業】「シノケムトトレレハ」
	6	長歌	還比奴礼婆	(カヘ、墨)ヲ(ヒヌレハ、墨)	ナシ	【元暦】「還比奴礼婆」【類聚】「還比奴礼婆」【古業】「還比奴」	ナシ	【元暦】「カヘリシヒヌレハ(代替)」【類聚】ナシ【古業】「(空白)リキヌ(空白)」
	17	長歌	見放武八萬雄	(ミ、墨)サケ(ムヤマヲ、墨)	ナシ	【元暦】「見放武八萬雄」【類聚】「見放武八萬」【古業】「見放武八万」	ナシ	【元暦】「ミテハナムヤ(代替)」【放(後の右、朱)」【ミサケムヤマ(本文左、墨)」【類聚】ナシ【古業】「ミハナムヤクヌヲ」【萬(万ノ右、墨)」
	29	長歌	御念食可	(オホシメ、墨)シテ(カ、墨)	ナシ	【元暦】「御念食可」【類聚】「御念食可」【古業】「御食可」	ナシ	【元暦】「ヲホシメシテカ(代替)」【類聚】ナシ【古業】「ヲホシメサラカ」
	38	長歌	黄葉頭判理	(モミチカサセ、墨)	ナシ	【元暦】「黄葉頭判理」【類聚】「黄葉頭判理」【古業】「黄葉頭判理」	ナシ	【元暦】「モミチカサセリ(代替)」【類聚】ナシ【古業】「モミチカササラサメ」
	46	長歌	日之皇子	(ヒノ、墨)ワカミコハ	ナシ	【元暦】「日之皇子」【類聚】ナシ【古業】ナシ	ナシ	【元暦】「ヒノミコノ(代替)」【類聚】ナシ【古業】ナシ
	60	長歌	縁而有許曾	(ヨリテア、墨)レ(コソ、墨)	ナシ	【元暦】「縁而有許曾」【類聚】「縁而有許曾」【古業】「縁而有許曾」	ナシ	【元暦】「リテアルコソ(代替)」【ヨリテア(本文左、墨)」【類聚】ナシ【古業】「ヨリテケルコソ」
	60	長歌	婦手乎	ツマテヲ	ナシ	【元暦】「婦手乎」【類聚】「婦手乎」【古業】「婦手乎」	ナシ	【元暦】「タヲヤメカヲ(代替)」【ツマシコカ(朱)」【ワキ(本文左、朱)」【モツカ(代替)」【類聚】「可考(右、墨)」【古業】「タヲヤメカ」
	60	長歌	浮倍流礼	(ウカヘナ、墨)カルレ	ナシ	【元暦】「浮倍流礼」【類聚】「浮倍礼」【古業】「浮倍流礼」	ナシ	【元暦】「ウカヘナカレシ(代替)」【ウカヘナカレシ(本文左、墨)」【類聚】「可考」【古業】「ウカヘル」
	60	長歌	其乎取登	ソヲ(ト、墨)ル(ト、墨)	ナシ	【元暦】「其乎取登」【類聚】「其乎取登」【古業】「其乎取登」	ナシ	【元暦】「ソヲルト(代替)」【類聚】ナシ【古業】「ソレヲトラムト」

■：判読不能であった字	■：判読不能であった字	()：差入の位置などを示す ■：判読不能であった字	△その歌の他の部分への記述は見られるが、該当箇所に関する記述なし ×その歌への記述なし ルビは本文の後に(ルビ)のように記した (一)(二)(レ)：返り点 【後略】：略
広瀬本の本文表記	広瀬本の題 (長歌本文名、 短歌片仮名別提調)	広瀬本の書入	萬葉集註釋
水介浮屠而	ミツニウカヒ井テ	「(「カヒ」ヲ抹消シテ右)キ」「(本文「浮」ノ左)ウキ」	
新代登	アラタニキコラムト	「(「アラタニウコラムト」ヲ抹消シテ右)アラタヨト」	新代登(アラタヨト)トイヘルハ、不レ可レ有ニ別ノ意一許((マハ)、新都ヲイハイタテマツルコトハ也。
浜須良牟	ノホルスラム	「(「ノホルス」ヲ抹消シテ右)ノホス」「(本文左)ソソラム」	△
吾歌之	ワカオモヒシ	「(「オモヒ」ノ右)ホリ」	△
日知之御世從	ヒシリノマヨヨリ	「(「マヨヨリ」ヲ抹消シテ右)ミヨユ」	種原乃日知乃御世從(カシハラノヒシリノミヨユト者、大日本國、人代第一帝、神武天皇、三月辛酉朔、丁卯壬辰イニミコト(余)ノリヲク(下)サシメテ、ノタマ(日)ハク、ワレヒムカシ(東)ヲウチ(征)シヨリ、ツヘシ(恭)ミテ實位ニノツミ(臨)テ、ミタカラ(元元)ヲシツム(鏡)ヘシ。歌(ミレハ)夫(カ)ノ歌傍山(ウ)ホヒヤマノ 葦雨(タツ)ミノスミノ、種原(カシ)ハラノ地(トコロ)ハ、ケタシ(蓋)園ノ奥(モト)カノ區(タニ)ナリ。【後略】
古人余	イニシヘノヒトニ	「(本文左)フルヒトニ」	×
和礼有哉	ワレアレヤ	「(本文左)ワレアルラメヤ」「(「アレ」ノレ」右)リ」	×
花歌相	チリアヒ	「(「リアヒ」ヲ抹消シテ左)ラフ」	△
多藝津河内余	タキツカハウチニ	「(「ハウ」ヲ抹消シテ右)フ」	△
春御調等	タテマツリタルツキラハ	「タテ」ヲ抹消、「(「リタル」ヲ抹消シテ右)ル」 「(「ツキ」ノ上)ミ」「(「リアヒ」ヲ抹消シテ左)ラフ」	△
春部者	ハルヘハ	ナシ	△
多藝津河内余	タキツカハフチニ	「(「ハ」ノ右)フ」	×

菊本麗「西本願寺本『万葉集』における仙覚の改訓とその傾向 ―巻第一を例として―
 附表：仙覚による改訓と、改訓以前のものとされる漢字本文・訓一覧

						【元暦】：元暦校本『万葉集』 【類聚】：類聚古集 【古業】：古業諸類聚鈔※重出の場合「(重出)」と記す。 ()：筆の色や書入の箇所などを示す ■：判読不能であった字		【元暦】：元暦校本『万葉集』 【類聚】：類聚古集 【古業】：古業諸類聚鈔※重出の場合「(重出)」と記す。 ()：筆の色や書入の箇所などを示す ■：判読不能であった字
改訓の傾向	長歌／短歌	西本願寺本の本文表記	書青訓	他の色で書かれる傍書	西本願寺本以前の本文表記	平仮名別提訓	改訓以前の片仮名傍訓及び書入	
①	50	長歌	水介浮居而 (ミツノウ、墨)キ (并テ、墨)	ナシ	【元暦】「水介浮居而」【類聚】「水介浮居而」 【古業】「水介浮居而」	ナシ	【元暦】「ニカヒキテ(代替)」【ウキ(本文左、代替)」【類聚】ナシ【古業】「ミツノウ并テ」	
	50	長歌	新代登 アラタヨ(ト、墨)	(本文左、墨)「ニキノヨ」	【元暦】「新登」【類聚】「新代登」【古業】「新代登」	ナシ	【元暦】「アラタニ(代替)」【〇ノ代(朱)】「ミヨト(本文左、代替)」【類聚】ナシ【古業】「アラタニキヨラム」	
	50	長歌	浜須良牟 ホ(スラム、墨)	ナシ	【元暦】「浜須良牟」【類聚】「許須良牟」【古業】「許須良牟」	ナシ	【元暦】「■(墨)」【類聚】「(本文)許ノ右」【古業】「ノスラム」	
②	12	短歌	吾欲之 (ワカ、墨)ホリ (シ、墨)	ナシ	【元暦】「吾欲之」【類聚】「吾欲之」【古業】「吾欲之」	【元暦】「わかおもひし」【類聚】「わかおもひし」	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】「ワカオモヒシ」	
	20	長歌	日知之御世從 ヒシリノミヨ、墨)ユ	ナシ	【元暦】「日知之御世從(代替)」【類聚】「日知之御世從」【古業】「日知之御世從」	ナシ	【元暦】「ヒシリノミヨ(代替)」【類聚】「(空白)ヨリ」【古業】「ヒシリノミヨヘリ」	
	22	短歌	古人介 フル(ヒトニ、墨)	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「古人介」【古業】「古人介」	【元暦】ナシ【類聚】「いにしへのひとに」	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】「イニシヘヒトニ」	
	22	短歌	和礼有哉 (ワレ、墨)アルラ (ヤ、墨)	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「和礼有哉」【古業】「和礼有哉」	【元暦】ナシ【類聚】「われあれや」	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】「ワレアレヤ」	
	26	長歌	花散相 ハナ、墨)チラフ	ナシ	【元暦】「花散相」【類聚】「花散相」【古業】「花散相」	ナシ	【元暦】「ハナチリアヒ(代替)」【類聚】ナシ【古業】「ハナチリアフ」	
	28	長歌	多藝津河内介 (タキツカ、墨)フ (チニ、墨)	ナシ	【元暦】「多藝津河内介」【類聚】「多藝津河内介」【古業】「多藝津河内介」	ナシ	【元暦】「タ(空白)ツカウチニ(代替)」【朱】「(朱)」【類聚】ナシ【古業】「タキツカハウチニ」	
	28	長歌	奉御調等 タツル(ミツキ、墨)	ナシ	【元暦】「奉御調等」【類聚】「奉御調等」【古業】「奉御調等」	ナシ	【元暦】「タテマツリ■ミツキ(代替)」【類聚】ナシ【古業】「タテマツリタルツキラハ」	
	28	長歌	春部者 (ハルヘ、墨)ニ (ハ、墨)	ナシ	【元暦】「春部者」【類聚】「春部者」【古業】「春部者」	ナシ	【元暦】「ハルヘニハ(代替)」【ハ(墨)】 【類聚】ナシ【古業】「ハルヘハ」	
	28	短歌	多藝津河内介 (タキツカ、墨)フ (チニ、墨)	ナシ	【元暦】「多藝津河内介」【類聚】「多藝津河内介」【古業】「多藝津河内介」	【元暦】「たきつかはうちに」 【類聚】「たきつかはうちに」	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】「タキツカハウチニ」	

■：判読不能であった字	■：判読不能であった字	()：差入の位置などを示す ■：判読不能であった字	△その他の部分への記述は見られるが、該当箇所に関する記述なし ×その歌への記述なし ルビは本文の裏に(ルビ)のように記した (一)(二)(レ)：返り点 【後略】：略
広瀬本の本文表記	広瀬本の題 (長歌本文五、 短歌片仮名別提調)	広瀬本の書入	萬葉集註釋
吾大王	ワカオホキミ	「(「ミ」ヲ抹消シテ右)ミ」	△
石根	イハカネノ	ナシ	△
所念奈戸二	オモフラムナヘニ	「(「フラム」ヲ抹消シテ右)ホス」	△
吾作	ワカサ	「(「サ」ヲ抹消シテ右)ツクル」「(本文「作」ノ左)ツクル」	△
横多味行之	コキキユヘユキシ	「(本文「多雲」ノ右)タミ」「(「イキ」ヲ抹消シテ右)タミ」「(「ユキシ」ノ右)或本コクタビ」	△
朝月夜	アサツヨツキヨ	「(「アサツヨ」ヲ抹消シテ右)アサ」「(「キ」ノ右)ク」「(本文「月」別ノ間)〇」	朝月夜清介見者椿乃椿介夜之霧落器床等川之水凝冷夜平(アサツヨサヤカニミレハタヘノ)ホニユルシノモリイハトコトカハヒコリテサユルヨ アサツヨトハ、朝ニヨリテイツル月也。下弦以後ノ月ニアタルナリ。
川之水凝	カハノヒコリ	「(「コト」リノ間)ホ」	イハトコト、カハノヒコリテ、サユルヨトイヘルハ、河水ノ、イハトコトナヤウニコホリタルヲイフ。コホリヲ、ヒトイフハ、ヒユトイフコトハ也。
御勢乃	ミイキホイノ	「(「ミイキホイ」ノ右、「イキホイ」ヲ抹消シテ)ミトラシ」「(本文上節書入)勢ハ執(トラン)ノ願リ」	ミトラシト云フハ、御弓也。ミトラシトイフヲ、マタハミトラシトモイフ。トト、夕、同内相通ノ故也。【後略】
相格良思吉	アヒテカラオモヒキ	「(「ヒテカラ」ヲ抹消シテ右)ラソフ」「(「オモヒ」ヲ抹消シテ右)シ」	△
家忌	イヘライミ	「(「ライミ」ヲ抹消シテ右)ワスレ」「(本文「忌」ノ左)ワスレ」	△
朝毛吉	アサケツク	「(「アサケツク」ノ右)アサモヨヒ(抹消)」 「(「アサケツク」ヲ抹消シテ右)サモヨシ」「(「アサケツク」ノ左、小字)麻裏歌」	アサモヨヒトイフコト、フルクハ歌(カシク)ニ朝飯一篇也ト尺セリ。シカレトモ、コレハカナラスシモ飯ワカシク裏ニハアラサルニヤ。モヨヒトイフコトハニヨリテ、朝暈ノヨシニイヒナセルナルヘシ。
熟田律尔	ムマタツニ	「(本文「律」ヲ抹消シテ)津」「(「ムマタツ」ノ右)或本ナリタツ」「(「ムマ」ヲ抹消シテ左ニ)ニギ」	熟田津余船乗世武登月待者(ニキタツニフナリセムトツキマテハ)。此歌語句如(ニ)古歌(一)者、或ハ、ムマタツ、或ハナリタツ也。因于律(ニ)日本記(一)七年春正月丁酉朔壬寅御船(天皇御軍自是始天皇御舟也)西ニ登(ユキ)テ、始テ一歌(ニ)宇麻雄(一)、甲辰御船到(ニ)子大侶(オオクノ)海(一)時ニ次田船皇女産(ウム)(レ)女(ヒメミコ)焉。仍名子(ニ)是女ヲ(一)曰(ニ)大侶皇女(オホクヒメミコト)(一)、庚戌御船泊(ニ)伊豫熟田津(ニキタツ)石澤行宮(アソキウニ)一(一)【發表考注、右ニ訓「カリミヤ」】【新注：熟田津、此云、御船到(ニキタツ)】如(ニ)日本記者(一)、ニキタツト和スヘシ。ニキタツトイフハ、折ルノ(ニ)濠海安穩ヲ(一)義也。ニキトイフハ、折縁ヲイタシテ、神慮ヲヤハラケタテマツル也。旅行ノナラヒ、水陸トモニ折縁スヘシトイフモ、殊ニ濠海安穩ヲイフル歌也。

菊本麗「西本願寺本『万葉集』における仙覚の改訓とその傾向 ―巻第一を例として―
 附表：仙覚による改訓と、改訓以前のものとされる漢字本文・訓一覧

改訓の傾向	西本願寺本本文表記	西本願寺本本文表記	漢字本文	漢字本文	漢字本文	漢字本文	漢字本文	
②	46	長歌	吾大王	(ワカオホキミ、墨)	ナシ	【元暦】「吾大王」【類聚】ナシ【古業】ナシ	ナシ	【元暦】「吾大王」【類聚】ナシ【古業】ナシ
	46	長歌	石根	(イハ、墨)カ(ナ、墨)	ナシ	【元暦】「石根」【類聚】ナシ【古業】ナシ	ナシ	【元暦】「イハネ(代轉)」「イハネノ(墨)」【類聚】ナシ【古業】ナシ
	60	長歌	所念奈戸二	(オモ、墨)ホス(ナヘ二、墨)	ナシ	【元暦】「所念奈戸二」【類聚】「所念奈戸二」【古業】本文換簡により判読不能	ナシ	【元暦】「ヲモフラムナヘ二(代轉)」【類聚】「オモホス」【古業】本文換簡により判読不能
	60	長歌	吾作	(ワカ、墨)ツクル	ナシ	【元暦】「吾作」【類聚】「吾作」【古業】「吾作」	ナシ	【元暦】「ワカサ(代轉)」【ツクル(本文左、代轉)」【類聚】ナシ【古業】「ワカサ」
	68	短歌	榜多味行之	(コキ、墨)タミ(ユキシ、墨)	ナシ	【元暦】「榜多味行之」【類聚】「榜多味行之」【古業】漢字本文無し。「(重出)榜多味行之」	【元暦】ナシ【類聚】「こきいでいゆきし」	【元暦】「コキイチユキシ(本文左、朱)」【類聚】ナシ【古業】「コキイチユキシ」(「重出)コキタミユキシ」
	70	長歌	朝月夜	アサツク(ヨ、墨)	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「朝月夜」【古業】「朝月夜」	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】「アシタヨリツキヨ」
	70	長歌	川之水凝	(カハヒコリ、墨)チ	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「河之水凝冷」【古業】「川之水凝」	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】「カハヒコリ」
③	3	長歌	御執乃	(ミ、墨)トラシ(ハ、墨)	ナシ	【元暦】「御執乃」【類聚】ナシ【古業】「御執乃」	ナシ	【元暦】「ミイキヲヒノ(朱)」【類聚】ナシ【古業】「ミ(空白ノ)」
	13	長歌	相格良思吉	(アヒ、墨)ウツラン(キ、墨)	(右、墨)「アヒテカラオモヒキイ」	【元暦】「相格良思吉」【類聚】「相格良思吉」【古業】「相格良思吉」	ナシ	【元暦】「アヒウチヨシ」【ワモヒキ(代轉)」【類聚】「可考(右、墨)」【古業】「アヒテカラヲモヒシ」
	60	長歌	家忘	(イハ、墨)ウスレ	ナシ	【元暦】「家忘」【類聚】「〇忘」【古業】「家忘」	ナシ	【元暦】「イヘライミ(代轉)」【イヘウス(本文左、代轉)」「レ(本文左、墨)」【類聚】「(〇ノ)家」【古業】「イヘライミ」
	66	短歌	朝毛吉	(アサ、墨)モヨイ	ナシ	【元暦】「朝毛吉」【類聚】「朝毛吉」【古業】ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「あさけつ」	【元暦】「アサモヨヒ(代轉)」【アサツク(本文左、朱)」【類聚】ナシ【古業】ナシ
④	8	短歌	熟田津尔	ニキ(タツ二、墨)	ナシ	【元暦】「熟田津尔」【類聚】「熟田津尔」【古業】「熟田津尔」	【元暦】「なりたつに」【類聚】「なりたつに」	【元暦】「ムマツツ(代轉)」【「ニキタツ(本文左、朱)」】或本ムマツツ(別撰別右、朱)【類聚】ナシ【古業】「ナリタツニ」

■：判読不能であった字	■：判読不能であった字	()：重入の位置などを示す ■：判読不能であった字	△その歌の他の部分への記述は見られるが、該当箇所に関する記述なし ×その歌への記述なし ルビは本文の後に(ルビ)のように記した (一) (二) (レ)：返り点 【後略】：略
広瀬本の本文表記	広瀬本の題 (原歌本文名、 短歌片仮名別提調)	広瀬本の書入	萬葉集註釋
岡之草根乎	ヲカノクサネ	「(「クサ」ノ右)カヤ」	此歌も、有間皇子ノ、イハシロノマツタムスヒタマヘリケルヲ本織トシテ、ヨマシメ給ヘル歌トミ エタリ。カノ本織ニハ、孝徳天皇ト申ケルミカトノ、位ヲサリタマハントシケルトキニ、アリマノ皇 子ノヲラヒタモツツシキケシテテシリタマヒテ、ユツリタマハサリシレハ、世ヲウツテ、ウケ アリキタマヒテ、イハシロイトコロニテ、松ノエタラムスヒテ、イハシロノマツタムスヒタマヘ ラキムスヒマサキアラハタカヘリミン、トヨミタマヘリケリ。シカレハマタコレモ、キミカヨモワカヨモシ ルヲシテ、カヤネライサスハントヨミ給ヘルナルヘシ。
高山波	タカヤマハ	「(「タカ」ノ右)カグ」「(「マ」ノ右)マ」	サテ又、コノ歌古點ニハ、タカヤマハ、クモネヒヲナシト、ト點セリ。ソノ心タカヘリ。高山波堂 根火雄男志等(カクヤマハウネヒヲラシト知スヘシ)。ウトウトハ、同賦相通也。サレハ高麗(カ コラノイラ、カノノニ)人ハ、カケルコト、シカレハ、香山(カクサシト)カキ子モ、カクヤマドモ同 事也。其由縁ハ、ムカシ山川モ夫婦ノ哀ラムスヒケリ。シカレハカク山ハ、女山也。歌火山ト、 耳梨山トハ男山也。【後略】
雲根大雄男志等	クモネヒヲラシト	「(「クモネ」ノ右)ウネ」「(「雲根大」ノ左)ウ ネ〇」「(本文上部書入)火ハ火(七)ノ誤」 「(「男志」ノ右)俗ニ可愛ト云也」	
高山與	タカヤマト	「(「タカ」ノ右)カグ」「(「マ」ノ右)マ」	△
味酒	ムマサケ	「(「ムマサケ」ノ右)ウマサ」	味酒三輪乃山云々。古點者(ニハ)、アチサケノミワノヤト點セリ。シカレトモ、古語ニヨラハ、 ウマサカトイフヘキナリ。日本書紀【後略】シカレハ(二)古語(一)者、ウマサカトイフヘキ 也。サケヲ、サカトイフコト、五音相通ナレハ、【後略】サケ古點ニ、アチサケノミワト點セルニ、 ウマサケ先達コレヲ尺スルニ、ヨキサケハミウノカヒタレハ、アチサケノミワトツクナルナリトイ フ。マコトニシカレカクサカトモルヘキニヤ。シカレトモ、コレハ神ノ酒ヲ、ミワトイフヘハ、ウマサカノミワ トツクル也【後略】
伊懸萬代	イカクルマテ	「(本文左)イコルマテニ」	伊懸萬代(イカクルマテ)トイフ、伊ハ、發語ノ根也。梵語ニハ、以(二)阿(ア)字ヲ(一)為 (二)發語ノ詞ト(一)。和語ニハ、以(二)伊字ヲ(一)為(二)發語ノ詞ト(一)也。イカクルハ マテハ、カクルハマテ也。
打麻手	ウテルラ	「(本文「手」ノ右)乎」	打麻乎麻績王白水部有哉(ウツアサヲラミノオホキミアナレヤ) ウツトイフハ、モノヲホムル詞ノ隨一也。ヨキアサヲト、云コトハナリ。
神之處盡	■トコロヲツク	「(「■トコロヲツク」ヲ抹消シテ右)カミ コト」	神之書標木乃彌羅關余(カミノアラハスカノキノイヅツクニ)、此句古點者、カミノシルセ ルマカリキノ、イヅツクニト點ス。或本ニハ、ツケノキノト知ス。標字、ツツク和センコト未タレ 如(二)註明(一)、昔年點(二)合于其心誤(一)、カミノアラハス、トカノキノイヅツクニト點 スル也。【後略】神ハ、人ノヲカシアヤマテヲ、トカノキノナレハ、神ノアラハスカノキノトハ、 ヨソヘツケルナリ。
平山乎超	ナラヤマヲコエ	「(「マ」ノ右)マ」	青丹舟平山乎超(アオニヨシナラヤマコエト)。此句古點者、アラニヨシ、ヒラヤマコエト點 ス。アラニヨシナラ、ツネノコト也。不(レ)可(レ)言(レ)【後略】。
疊有	カサネタル	「(「カサネタル」ヲ抹消シテ右)タヘナナル」	疊有青垣山々神乃(タヘナナルアラカキヤマノヤカミ)。タヘナナルトハ、カサナレルトイフ 也。山ハ、假(二)辭(一)辭(二)辭(一)ナトイフ心也。屏風ノ如ク、タナハレル也。山神(ヤマツ ミ)、如(二)ハ(二)古點(一)者、ヤマカミト點セリ。是不(レ)言(レ)置、ヤマツトイフ詞也。

菊本麗「西本願寺本『万葉集』における仙覚の改訓とその傾向 ―巻第一を例として―
 附表：仙覚による改訓と、改訓以前のものとされる漢字本文・訓一覧

改訓の傾向	和歌六部歌番号	長歌／短歌	西本願寺本の本文表記	楷書訓	他の色で書かれる傍書	西本願寺本以前の本文表記	平仮名別提調	改訓以前の片仮名傍訓及び書入
④	10	短歌	岡之草根乎	(ヲカノ、墨)カヤ(ネヲ、墨)	ナシ	【元暦】「岡之草根乎」【類聚】「岡之草根乎」 【古業】「岡之草根乎」	【元暦】「をかのくさねを」【類聚】「をかのくさねを」	【元暦】「カヤネ(朱)」【類聚】「(別提調)くさね」【古業】「カヤネ(朱)或本かやね」【古業】「オカノサネヲ」
	18	長歌	高山波	カク(ヤマハ、墨)	ナシ	【元暦】「高山波」【類聚】「高山波」【古業】「高山波」	ナシ	【元暦】「タカヤマハ(代轉)」【カク(朱)」【類聚】ナシ【古業】「タカヤマハ」
	18	長歌	雲根火雄男志等	ウ(ウネヒ、墨)	(右、墨)「ウネヒヲオント」	【元暦】「雲根火」【類聚】「雲根火」【古業】「雲根火」	ナシ	【元暦】「ウネヒ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「ウモネヒ」
	14	短歌	高山与	カク(ヤマト、墨)	ナシ	【元暦】「高山與」【類聚】「高山與」【古業】「高山与」	【元暦】「たかやまと」【類聚】「たかやまと」	【元暦】「与(與の右、朱)」【類聚】ナシ【古業】「タカヤマト」
	17	長歌	味酒	ウマサカノ	「●ㇿ……(朱)」	【元暦】「味酒」【類聚】「味酒」【古業】「味酒」	ナシ	【元暦】「ムサケノ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「ムサケ」
	17	長歌	伊隠萬代	イ(カクルハマテ、墨)	ナシ	【元暦】「伊隠萬代」【類聚】「伊隠萬代」【古業】「萬代」	ナシ	【元暦】「イカクルマテニ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「クスシロ」
	28	短歌	打麻乎	ウツアサ(ヲ、墨)	ナシ	【元暦】「打麻乎」【類聚】「打麻乎」【古業】「打麻乎」	【元暦】ナシ【類聚】「うてるを」と	【元暦】「十市皇女に関する動物書入「ウツアサヲ(本文左、墨)」【ウテル乎(朱)」【類聚】ナシ【古業】「ウテルヲ」
	29	長歌	神之書	(カミノ、墨)アラハス	ナシ	【元暦】「之○書」【類聚】「之書」【古業】「書」	ナシ	【元暦】「シ(空白)■(代轉)」【○ノ神(朱)」【カミノアラハス(墨)」【類聚】ナシ【古業】「カク」
	29	長歌	平山乎超	ナラ(ヤマヲコエ、墨)	ナシ	【元暦】「平山乎超」【類聚】「平山乎超」【古業】「平山乎超」	ナシ	【元暦】「ナラヤマヲコエ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「ナラヤマコエテ」
	38	長歌	疊有	タハナル	ナシ	【元暦】「疊有」【類聚】「疊有」【古業】「疊有」	ナシ	【元暦】「カサ■タル(代轉)」【タナシミ(本文左、代轉)」【類聚】ナシ【古業】「カサネタル」

菊本麗「西本願寺本『万葉集』における仙覚の改訓とその傾向 ―巻第一を例として―
 附表：仙覚による改訓と、改訓以前のものとされる漢字本文・訓一覧

改訓の傾向	和歌歌六部歌謡等	長歌／短歌	西本願寺本の本文表記	楷書訓	他の色で書かれる傍書	【元暦】：元暦校本『万葉集】 【類聚】：類聚古集 【古業】：古業題類聚鈔※重出の場合「(重出)」と記す。 ()：筆の色や書入の箇所などを示す ■：判読不能であった字	平仮名別提訓	【元暦】：元暦校本『万葉集】 【類聚】：類聚古集 【古業】：古業題類聚鈔※重出の場合「(重出)」と記す。 ()：筆の色や書入の箇所などを示す ■：判読不能であった字
						西本願寺本以前の本文表記		改訓以前の片仮名傍訓及び書入
④	38	長歌	と神乃	(ヤマ、墨)ツミクノ、墨)	ナシ	【元暦】「々神乃」【類聚】「々神乃」【古業】「山神乃」	ナシ	【元暦】「ヤマカミ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「ヤマカミノ」
	40	短歌	嗚呼見乃浦介	ア(ミノウラニ、墨)	(左、墨)ヲ	【元暦】ナシ【類聚】「嗚呼見乃浦介」【古業】ナシ	【元暦】ナシ【類聚】ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「ヲミノウラニ(左、墨)」【古業】ナシ
	43	短歌	己津物	オキ(ツモノ、墨)	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「己津物」【古業】ナシ	【元暦】ナシ【類聚】ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「オノツモノ(左、墨)」【古業】ナシ
	45	長歌	隠口乃	コモリ(クノ、墨)	(「隠」の右、朱)「…」	【元暦】「隠口乃」【類聚】ナシ【古業】ナシ	ナシ	【元暦】「カクレクノ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】ナシ
	50	長歌	鴨自物	(カモン、墨)モノ	ナシ	【元暦】「鴨自物」【類聚】「鴨自物」【古業】「鴨自物」	ナシ	【元暦】「カモヨリモノハ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「カモモノヨリ」
	50	長歌	不知國依	イソノ(クニヨリ、墨)	ナシ	【元暦】「不知國依」【類聚】「不知國依」【古業】「不知國依」	ナシ	【元暦】「シラナクニヨリ(代轉)」【シラヌ(本文左、墨)」【類聚】ナシ【古業】「シラヌクニヨリ」
	52	長歌	背友乃	ソトモノ、墨)	ナシ	【元暦】「背友乃」【類聚】「背友乃」【古業】「背友乃」	ナシ	【元暦】「セナトモノ(朱)」【類聚】ナシ【古業】「セナトモノ」
	52	長歌	常尔有米	トキハ(ニアラメ、墨)	ナシ	【元暦】「常尔有米」【類聚】「常尔有米」【古業】「常尔有米」	ナシ	【元暦】「ツネニアルタメ(朱)」【ラ(墨)」【類聚】ナシ【古業】「ツネニアルラメ」

菊本麗「西本願寺本『万葉集』における仙覚の改訓とその傾向 ―巻第一を例として―
 附表：仙覚による改訓と、改訓以前のものとされる漢字本文・訓一覧

改訓の傾向	和歌歌六部歌等号	長歌／短歌	西本願寺本の本文表記	綴青訓	他の色で書かれる傍書	西本願寺本以前の本文表記	平仮名別提訓	改訓以前の片仮名傍訓及び書入
				()：別色訓		【元暦】：元暦校本『万葉集』 【類聚】：類聚古集 【古業】：古業題類聚鈔※重出の場合「(重出)」と記す。 ()：筆の色や書入の箇所などを示す ■：判読不能であった字		【元暦】：元暦校本『万葉集』 【類聚】：類聚古集 【古業】：古業題類聚鈔※重出の場合「(重出)」と記す。 ()：筆の色や書入の箇所などを示す ■：判読不能であった字
④	60	短歌	朝面無美	アサカホナシミ	ナシ	【元暦】「朝面無美」【類聚】「朝面無美」【古業】ナシ	ナシ	【元暦】「アシタオモナミ(本文左、朱)」 【類聚】「アシタオモナミ(本文左、墨)」 【古業】ナシ
	60	短歌	隠介加	カクル(ニカ、墨)	ナシ	【元暦】「隠介加」【類聚】「隠介加」【古業】ナシ	ナシ	【元暦】「シノヒニカ(本文左、朱)」【類聚】 「シノヒニカ(本文左、墨)」【古業】ナシ
	65	短歌	霰打	アラレフル	ナシ	【元暦】「霰打」【類聚】「霰打」【古業】「霰打」	【元暦】ナシ【類聚】「みそれふり」	【元暦】「ミソレフリ(本文左、朱)」【類聚】 ナシ【古業】「ミソレフリ」
	65	短歌	住吉乃	(スミ、墨)ノエ(ノ、墨)	ナシ	【元暦】「住吉乃」【類聚】「住吉乃」【古業】「住吉乃」	【元暦】ナシ【類聚】「すみよしの」	【元暦】「スミヨシノ(本文左、朱)」【類聚】 ナシ【古業】「スミヨシノ」
	65	短歌	弟日娘与	(オトヒ、墨)オトメ(ト、墨)	ナシ	【元暦】「弟日娘与」【類聚】「弟日娘與」【古業】 「弟日娘與」	【元暦】ナシ【類聚】「おとひむすめのノと」	【元暦】「(本文左、朱)オトヒムスメ」【類聚】 ナシ【古業】「オトヒムスメ」
	66	短歌	枕宿杉	(マクラニ、墨)ネヌ(ト、墨)	ナシ	【元暦】「枕宿杉」【類聚】「枕宿杉」【古業】「枕宿杉」	【元暦】「まくらにぬれとも」 【類聚】「まくらしぬれは」	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】「マクラニヌレト」
	66	短歌	家之所偲由	(イヘシ、墨)シノハユ	ナシ	【元暦】「家之所偲由」【類聚】「家之所偲由」 【古業】「家之所偲由」	【元暦】「いへもおもほゆ」【類聚】 「いへとおもほゆ」	【元暦】「(本文「想」ノ右)思(朱)」【別提訓】 「いへも」ノ右)し(イ、墨)」【類聚】 「(本文「可」ノ右)所偲(墨)」【古業】 「イヘシヲモホユ」
	70	長歌	柔備介之	ニキ(ヒニシ、墨)	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「柔備介之」【古業】「柔備介之」	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「可考」【古業】「ヤハラヒニ」
	70	長歌	隠國乃	コモリ(クノ、墨)	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「隠國乃」【古業】「隠國乃」	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】「カクレクノ」
	63	短歌	海底	ワタツミノ	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】「海底」【古業】「海底」	【元暦】ナシ【類聚】「みなそこの」	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】「ミナソコノ」

■：判読不能であった字	■：判読不能であった字	()：垂入の位置などを示す ■：判読不能であった字	△その歌の他の部分への記述は見られるが、該当箇所に関する記述なし ×その歌への記述なし ルビは本文の裏に(ルビ)のように記した (一) (二) (レ)：返り点 【後述】：略
広瀬本の本文表記	広瀬本の型 (後設本文右、 短歌片仮名別提調)	広瀬本の書入	萬葉集註釋
馬敷而	コマナメテ	「(「マ」ノ右)マ」	△
八隅知之	ヤスミシル	ナシ	△
安見知之	ヤスミシル	「(「スミ」ヲ抹消シテ右)スミ」	△
八隅知之	ヤスミシリシ(「リ」抹消)	「(「スミ」ヲ抹消シテ右)スミ」	△
高照	タカタテル	「(「タテ」ヲ抹消シテ右)ヒカ」(本文上部書入)一説ニ高テラス■モアラン」	△
馬副而	ムマカヘテ	「(「マカ」ヲ抹消シテ右)マナ」	×
八隅知之	ヤスミシリシ(「リ」抹消)	「(「スミ」ヲ抹消シテ右)スミ」	△
高照	タカタテル	「(「タテ」ヲ抹消シテ右)ヒカ」	△
日之御門介	ヒシミカトニ	「(「シミ」ヲ抹消シテ右)ノミ」	△
八隅知之	ヤスミシル	「(「ル」ヲ抹消シテ右)へ」	△
高照	タカタテル	「(「タテ」ヲ抹消シテ右)ヒカ」(本文上部書入)一説ニ高テラス■モアラン(本文左)タカタラス」	△
此美豆山者	コノカミゾヤマ	「(「マ」ヲ抹消シテ右)マ」(本文「此」ノ左)コノマ」	△
枕之遣人	マクラセシヒト	ナシ	×
万段	モヘソタヒ	ナシ	△
乘座多公與	キマセオホキミト	ナシ	△

菊本麗「西本願寺本『万葉集』における仙覚の改訓とその傾向 ―巻第一を例として―」
 附表：仙覚による改訓と、改訓以前のものとされる漢字本文・訓一覧

改訓の傾向	和歌歌六部歌謡等	長歌／短歌	西本願寺本の本文表記	楷書訓	他の色で書かれる傍書	西本願寺本以前の本文表記	平仮名別提訓	改訓以前の片仮名傍訓及び書入
⑤-A	4	短歌	馬敷而	ウ(マナメテ、墨)	ナシ	【元暦】「馬敷而」【類聚】「馬敷而」【古業】「馬敷而」	【元暦】「こまなめて」【類聚】「こまなめて」	【元暦】「コマナメテ」【類聚】「コマナメテ」【古業】「コマナメテ」
	38	長歌	八隅知之	ヤシミシ(シ、墨)	ナシ	【元暦】「八隅知之」【類聚】「八隅知之」【古業】「八隅知之」	ナシ	【元暦】「ヤシミシ(代赫)」【類聚】「ヤシミシ」【古業】「ヤシミシ」
	38	長歌	安見知之	ヤシミシ(シ、墨)	ナシ	【元暦】「安見知之」【類聚】「安見知之」【古業】「安見知之」	ナシ	【元暦】「ヤシミシ(代赫)」【類聚】「ヤシミシ」【古業】「ヤシミシ」
	46	長歌	八隅知之	(ヤシミシ、墨)	(右、朱)「●ㇿ」	【元暦】「八隅知之」【類聚】「八隅知之」【古業】「八隅知之」	ナシ	【元暦】「リシ(代赫)」【類聚】「リシ」【古業】「リシ」
	46	長歌	高照	(タカ、墨)テラス	ナシ	【元暦】「高照」【類聚】「高照」【古業】「高照」	ナシ	【元暦】「タテル(代赫)」【類聚】「タテル」【古業】「タテル」
	49	短歌	馬副而	ウ(マナメテ、墨)	ナシ	【元暦】「馬副而」【類聚】「馬副而」【古業】「馬副而」	ナシ	【元暦】「マナメテ」【類聚】「マナメテ」【古業】「マナメテ」
	50	長歌	八隅知之	(ヤシミシ、墨)	(右、朱)「●ㇿ」	【元暦】「八隅知之」【類聚】「八隅知之」【古業】「八隅知之」 本文損傷により欠落	ナシ	【元暦】「(空白)シ(代赫)」【類聚】「シ」【古業】「シ」 本文損傷により欠落
	50	長歌	高照	(タカ、墨)テラス	ナシ	【元暦】「高照」【類聚】「高照」【古業】「高照」 本文損傷により欠落	ナシ	【元暦】「タテル(代赫)」【類聚】「タテル」【古業】「タテル」 本文損傷により欠落
	50	長歌	日之御門介	(ヒ、墨)ノ(ミカト、墨)	ナシ	【元暦】「日之御門介」【類聚】「日之御門介」【古業】「日之御門介」	ナシ	【元暦】「ヒシミカトニ(代赫)」【ラホム(本文左、墨)」「ト(本文左、代赫)」【類聚】「ヒシミカトニ」【古業】「ヒシミカトニ」
	62	長歌	八隅知之	(ヤシミシ、墨)	(右、朱)「●ㇿ」	【元暦】「八隅知之」【類聚】「八隅知之」【古業】「八隅知之」 本文損傷により判読不能	ナシ	【元暦】「ヤシミシ(朱)」【類聚】「ヤシミシ」【古業】「ヤシミシ」 本文損傷により判読不能
	62	長歌	高照	(タカ、墨)テラス	ナシ	【元暦】「高照」【類聚】「高照」【古業】「高照」	ナシ	【元暦】「タカノテル(朱)」【類聚】「タカノテル」【古業】「タカノテル」
	62	長歌	此美豆山者	コノ(ミツヤマハ、墨)	ナシ	【元暦】「此美豆山者」【類聚】「此美豆山者」【古業】「此美豆山者」 本文損傷により判読不能。	ナシ	【元暦】「コノミツヤマハ(朱)」【類聚】「コノミツヤマハ」【古業】「コノミツヤマハ」 本文損傷により判読不能。
	72	短歌	枕乃邊人	(マクラ、墨)ノ(アタリ)	ナシ	【元暦】「枕之邊人」【類聚】「枕之邊人」【古業】「枕之邊人」	【元暦】「マクラノアタリ」【類聚】「マクラノアタリ」【古業】「マクラノアタリ」	【元暦】「(本文「邊人」ノ右、朱)「アタリ」」【(本文左、朱)「マクラノアタリ」】【類聚】「マクラノアタリ」【古業】「マクラノアタリ」
	70	長歌	万段	ヨロツ(タビ、墨)	ナシ	【元暦】「万段」【類聚】「万段」【古業】「万段」	ナシ	【元暦】「マンダン」【類聚】「マンダン」【古業】「マンダン」
	70	長歌	来座多公与	(キマセヲホキミ、墨)ト	(本文「与」左)「他本与」	【元暦】「来座多公与」【類聚】「来座多公与」【古業】「来座多公与」	ナシ	【元暦】「キマセヲホキミ」【類聚】「キマセヲホキミ」【古業】「キマセヲホキミ」

■：判読不能であった字	■：判読不能であった字	()：差入の位置などを示す ■：判読不能であった字	△その歌の他の部分への記述は見られるが、該当箇所に関する記述なし ×その歌への記述なし ルビは本文の裏に(ルビ)のように記した (一) (二) (レ)：返り点 【後述】：略
広瀬本の本文表記	広瀬本の型 (長歌本文名、 短歌片仮名別提調)	広瀬本の書入	萬葉集註釋
朝庭	アシタニハ	ナシ	△
夕庭	ユフヘニハ	ナシ	△
今他田渚良之	タワラノ(抹消)	「(本文左)イマタヘスラシ」	△
山際	ヤマキハ	「(「マキハ」ヲ抹消シテ右)マノハノ」	△
委曲毛	クハシクモ	「(「クハシク」ヲ抹消シテ右)ツハラニ」	△
紫草能	ムラサキノ	ナシ	×
何方	イツカタ	「(「イツカタ」ヲ抹消シテ右)イカサマニ」	△
天皇之	スヘラキノ	「(「ス」ヲ抹消シテ右)ス」「(「ラ」ヲ抹消シテ右)ロ」	△
雑幸有	サチハアレト	「(本文「雑」ノ右)雑」「(「サチハ」ヲ抹消シテ右)サキク」	×
所聞食	キコシメス	「(「メス」ヲ抹消シテ右)ヲス」	△
船競	フナクラヘ	「(「クラヘ」ヲ抹消シテ右)キホヒ」	△
太敷為	フトシケル	「(「ケル」ヲ抹消シテ右)カス」	△
古言念而	ムカシオモヒテ	「(「ムカシ」ヲ抹消シテ右)イニシヘ」	タヒヤトリセス、ムカシオモヒテ、トイフハ、タヒヤトリストイフコトハ也。セハ、調ノ助ナルヘシ。
葉過去	ハスキサル	「(「ハスキサル」ヲ抹消シテ右)モミチノノスギギニシ」	葉過去(ハスキユクトイヘルハタヘコトノハ也。カノヒナメノミコ(本文左、「日並皇子」)ノ、フルコトニナリタマヒケレハ、葉スキユクトヨメルナリ。

菊本麗「西本願寺本『万葉集』における仙覚の改訓とその傾向 ―巻第一を例として―
 附表：仙覚による改訓と、改訓以前のものとされる漢字本文・訓一覧

改訓の傾向	附録歌六首歌番号	長歌／短歌	西本願寺本の本文表記	()：別色訓	他の色で書かれる傍書	【元暦】：元暦校本『万葉集】 【類聚】：類聚古業 【古業】：古業題類聚抄※重出の場合「(重出)」と記す。 ()：筆の色や書入の箇所などを示す ■：判読不能であった字	【元暦】：元暦校本『万葉集】 【類聚】：類聚古業 【古業】：古業題類聚抄※重出の場合「(重出)」と記す。 ()：筆の色や書入の箇所などを示す ■：判読不能であった字	
						西本願寺本以前の本文表記	平仮名別提訓	改訓以前の片仮名傍訓及び書入
⑤-B	3	長歌	朝庭	(ア、墨)サニハニ	(右、墨)「アシタニハ イ」	【元暦】「朝庭」【類聚】ナシ【古業】「朝庭」	ナシ	【元暦】「アシタニハ(朱)」【類聚】ナシ【古業】「アシタニハ」
	3	長歌	夕庭	(ユフ、墨)ニハニ	(右、墨)「ユフヘニハ イ」	【元暦】「夕庭」【類聚】ナシ【古業】「夕庭」	ナシ	【元暦】「ユフヘニハ(朱)」【類聚】ナシ【古業】「ユフヘニハ」
	3	長歌	今他田清良之	「イマタ、墨」ス(ラ、墨)	ナシ	【元暦】「今他田清良之」【類聚】ナシ【古業】「今他田清良之」	ナシ	【元暦】「イマタ(空白)ソラ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「(空白)ラン」
	17	長歌	山際	(ヤマノ、墨)マニ	ナシ	【元暦】「山際」【類聚】「山際」【古業】「山際」	ナシ	【元暦】「ヤマキハニ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「ヤマキハニ」
	17	長歌	委曲毛	マ(クハシクモ、墨)	(左、墨)「マクハシ」	【元暦】「委曲毛」【類聚】「委曲毛」【古業】「委曲毛」	ナシ	【元暦】「クハシクモ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「クハシクモ」
	21	短歌	紫草能	アキハキ(ノ、墨)	ナシ	【元暦】「紫草能」【類聚】「紫草能」【古業】「紫草能」	【元暦】「むらさきの」【類聚】「むらさきの」	【元暦】訓書「皇太子」に関する動物書入【類聚】ナシ【古業】「ムラサキノ」
	29	長歌	何方	(イ、墨)カサマ(ニ、墨)	ナシ	【元暦】「何方」【類聚】「何方」【古業】「何方」	ナシ	【元暦】「イツカタニ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「イツカタ」
	29	長歌	天皇之	(ス、墨)メロ(キノ)	ナシ	【元暦】「天皇之」【類聚】「天皇之」【古業】「天皇之」	ナシ	【元暦】「スメラキノ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「スメロキノ」
	30	短歌	雖幸有	サキクアレト	ナシ	【元暦】「雖幸有」【類聚】「雖幸有」【古業】「雖幸有」	【元暦】ナシ【類聚】「さはあれと」	【元暦】「サキクアレト(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「サチハアレト」
	38	長歌	所聞食	(トコシ、墨)ヲ(ス、墨)	ナシ	【元暦】「所食」【類聚】「所聞食」【古業】「所聞食」	ナシ	【元暦】「■(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「キヨシメス」
	38	長歌	船競	(フネ、墨)ヨソヒ	(左、墨)「キノヒ」「ヨソヒ」「競」	【元暦】「船競」【類聚】「船競」【古業】「船競」	ナシ	【元暦】「フナクラヘ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】「フナクラヘ」
	46	長歌	太敷為	(フト、墨)キシ	ナシ	【元暦】「太敷為」【類聚】ナシ【古業】ナシ	ナシ	【元暦】「フトシケリ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】ナシ
	48	長歌	古昔念而	イニシヘオモフニ	ナシ	【元暦】「古昔念而」【類聚】ナシ【古業】ナシ	ナシ	【元暦】「ムカシヨモヒテ(代轉)」【類聚】ナシ【古業】ナシ
	47	短歌	業過去	(ハスキ、墨)ユク	ナシ	【元暦】「業過去」【類聚】「業過去者」【古業】ナシ	【元暦】「はずきさる」【類聚】「はずきさる」	【元暦】ナシ【類聚】「(「者」ヲ抹消シテ)去(墨)」【古業】ナシ

■：判読不能であった字	■：判読不能であった字	()：書入の位置などを示す ■：判読不能であった字	△その歌の他の部分への記述は見られるが、該当箇所に関する記述なし ×その歌への記述なし ルビは本文の裏に(ルビ)のように記した (一) (二) (レ)：返り点 【後述】：略
広瀬本の本文表記	広瀬本の型 (長歌本文名、 短歌片仮名別提調)	広瀬本の書入	萬葉集註釋
日雙所	ヒナミセシ	「(本文「日」ノ左)〇」「(「ヒナミ」ノ右)〇日ヒナへ」「(「セシ」ヲ抹消シテ右)シノ」	×
御獨立師所	ミカリタテシ■(末尾抹消)	「(「ミカ」ヲ抹消シテ右)ミカ」「(「タテ」ヲ抹消シテ右)タテシ」「(本文「立師所」ノ左)タテシ」	×
時香来向	トキハキムカフ	「(「キムカフ」ノ後)クル(抹消)」「(「キムカフ」ノ左)キムキ又(抹消)」「(末尾ニ)〇来」	×
神隨余有之	カミノマニヘアラシ	「(「カミノマニヘ」ヲ抹消シテ右)カムナカラ」「(「ア」ヲ抹消シテ右)ナ」「(本文「隨」左)マニク」	△
日之皇子	ヒシリノミコノ(「シリ」ト末尾「ノ」ヲ抹消)	「(「ミ」ヲ抹消シテ右)ミ」	△
在立之	アリタテシ	「(「テ」ヲ抹消シテ右)タ」「(本文左)「アリタテシ」	△
見之賜者	ミシタマヘレハ	「(「ミ」ヲ抹消シテ右)ミ」「(本文左)ミセシ」「(「マ」ノ右)マ」	△
日本乃	ヒノモトノ	「(「ヒノモ」ヲ抹消シテ右)ヤマ」	△
名細	ナタヘナル	「(「タヘナル」ヲ抹消シテ右)クハシ」	△
大御門從	オホミカトヨリ	「(「ミ」ヲ抹消シテ右)ミ」「(「カト」ノ右)下小字書入)ユ」「(「ヨリ」ヲ抹消シテ右)ヨリシ」	△
天知也	アマシリヤ	「(「マ」ヲ抹消シテ右)メ」「(「リ」ヲ抹消シテ右)ル」	高知也天之御座(タカシルヤチンノミカケノ)、天知也日御影乃(アメシルヤヒノミカケノ)、水掛管 盛常余有米(ミツコノハツネニアラメ)、御井之清水(ミヅノミヅトイヘルハ、タカクシラレテ、ソ ヲカケモウツロヒ、ソラニシラレテ、日ノカケモウツロヘル、水コソハトキハニアラメトヨメル也。
耳高之	ミヘタカノ	「(「ミヘタカ」ヲ抹消シテ右)ミヘナシ」	△

菊本麗「西本願寺本『万葉集』における仙覚の改訓とその傾向 ―巻第一を例として―
 附表：仙覚による改訓と、改訓以前のものとされる漢字本文・訓一覧

改訓の傾向	和歌六部歌番号	長歌／短歌	西本願寺本の本文表記	綴背訓	他の色で書かれる傍書	西本願寺本以前の本文表記	平仮名別提調	改訓以前の片仮名傍訓及び書入
5-B	48	短歌	日雙斯	(ヒナ、墨)メ(セン、墨)	(左、墨)「ナミイ」	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】ナシ	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】ナシ
	49	短歌	御獨立師斯	(ミカリタ、墨)タ(シン、墨)	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】ナシ	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】ナシ
	49	短歌	時者来向	(トキハ、墨)コムカフ	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】ナシ	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】ナシ
	50	長歌	神随尔有之	(カミノマ、墨)アラ(シ、墨)	(本文「有」左、墨)「ナラ」	【元暦】「神随尔有之」【類聚】「神随尔有之」【古業】「神随尔有之」	ナシ	【元暦】ナシ【類聚】ナシ【古業】「カミノアラシ」
	52	長歌	日之皇子	(ヒノ、墨)ワカミコハ	ナシ	【元暦】「日之皇子」【類聚】「日之皇子」【古業】「白知之皇子」	ナシ	【元暦】「ヒシノミコノ」【類聚】ナシ【古業】「ヒシノミコノ」
	52	長歌	在立之	(アリタ、墨)タ(シ、墨)	ナシ	【元暦】「在立之」【類聚】「在立之」【古業】「在立之」	ナシ	【元暦】「アリタテシ(朱)」【アレタテシ(本文左、代翰)】【類聚】ナシ【古業】「アリタテシ」
	52	長歌	見之賜者	(ミ、墨)シ(タマハレハ、墨)	ナシ	【元暦】「見之賜者」【類聚】「見之賜者」【古業】「見之賜者」	ナシ	【元暦】「ミシタマフレハ(朱)」【ミセタマハハ(本文左、代翰)】【類聚】ナシ【古業】「ミシタマハレハ」
	52	長歌	日本乃	ヤマト(ノ、墨)	ナシ	【元暦】「日本乃」【類聚】「日本乃」【古業】本文損傷により判読不能	ナシ	【元暦】「ヒノモトノ(朱)」【類聚】ナシ【古業】「ヒノモトノ」
	52	長歌	名細	(ナ、墨)クハシ	ナシ	【元暦】「名細」【類聚】「名細」【古業】「名細」	ナシ	【元暦】「ナタヘナル(朱)」【類聚】ナシ【古業】「ナタヘナル」
	52	長歌	大御門從	(オホ、墨)キミカトニ	ナシ	【元暦】「大御門從」【類聚】「御門從」【古業】「大御門從」	ナシ	【元暦】「オホミカトヨリ(朱)」【類聚】ナシ【古業】「オホキミカトヨリ」
	52	長歌	天知也	(ア、墨)メ(シルヤ、墨)	ナシ	【元暦】「天知也」【類聚】「天知也」【古業】「天知也」	ナシ	【元暦】「アマシルヤ(朱)」【類聚】ナシ【古業】「アマシルヤ」
	52	短歌	耳高之	ミヅタケ(ノ、墨)	ナシ	【元暦】「耳高之」【類聚】「耳高之」【古業】「耳高之」	ナシ	【元暦】「ミヅタカノ(朱)」【類聚】ナシ【古業】「ミヅタカノ」

■：判読不能であった字	■：判読不能であった字	()：差入の位置などを示す ■：判読不能であった字	△その歌の他の部分への記述は見られるが、該当箇所に関する記述なし ×その歌への記述なし ルビは本文の裏に(ルビ)のように記した (一) (二) (レ)：返り点 【後掲】：略
広瀬本の本文表記	広瀬本の題 (長歌本文名、 短歌片仮名別提調)	広瀬本の書入	萬葉集註釋
船泊為良武	フナトメスラム	「(「トメ」ヲ抹消シテ右)ハテ」	△
暮相而	ヨビニアヒテ	ナシ	暮相而朝面無美隱介加氣長妹之産利高里計武(ヨビニアヒテアサカホナシミカクレニカケナカキモ カイホリセリケム) 此歌、古點ニハ、ヨビニアヒテアシタオモナミシノヒニカケナカキモカイホリセリケント點ス。第八 卷、縁邊師(ヨリユキノイクサカ歌ニハ、クレニアヒテアサカホハツルカクレノハキハチリニキモミ チハヤツケテ點セリ。此二首カヨハシテ點スルニ(二)真心(一)カクレノイフハ、伊勢國ノ名所 也。誦スルニ(レ)ノヲ、アサカホハツルカクレノトヨソハヨリ、各ノ第一卷ノ歌、アシタオモナミト 點セル。コレアサカホナシミトイフヘシ。サレハ、ヨビニアヒテアサカホト點スヘキ也。古語ノイヒヤウ ヨミルニ、朝夕ヲ相點シテイフニ、モシハ、アサヨヒトモイヒ、モシハ、アシタユフヘトモイヒナラハセル ユエ也。第三句、イマノクダニハ、シノヒニカト點ス。其化ナントイヘトモ、カノ第八卷ノカクレニヨ ソヘ誦スルヲモテ、オモヒアハスルニ、カクレニカトイフヘシ。
漢字本文ナシ	ワスレチオモフヤ	「(「チ」ヲ抹消シテ右)子」「(「フ」ヲ抹消シテ 右)へ」「(結句左二)思ハヌテアラフヤ思ト云 意也」	×
天皇乃	スヘラキノ	ナシ	△
冷夜乎	サユルヨヲ	ナシ	イハトコト、カハノヒコリテ、サユルヨトイヘルハ、河水ノ、イハトコナトノヤウニコホリタルヲイフ。 コホリヲ、ヒトイフハ、ヒユトイフコトハ也。

菊本麗「西本願寺本『万葉集』における仙覚の改訓とその傾向 ―巻第一を例として―」
 附表：仙覚による改訓と、改訓以前のものとされる漢字本文・訓一覧

改訓の傾向	和歌六部歌謡等	長歌／短歌	西本願寺本の本文表記	楷書訓	他の色で書かれる傍書	西本願寺本以前の本文表記	平仮名別提訓	改訓以前の片仮名傍訓及び書入
5-B	88	短歌	船泊為良武	(フナ、墨)ハテ(スラム、墨)	ナシ	【元暦】「船泊為良武」【類聚】「船泊為良武」【古業】漢字本文無し。書出も本文無し。	【元暦】ナン【類聚】「ふなとめすらむ」	【元暦】「フナトメスラム(本文左、朱)」【類聚】ナン【古業】「フナトメスラム」(重出)
	89	短歌	暮相而	ヨヒ(ニアヒテ、墨)	ナシ	【元暦】「暮相而」【類聚】「暮相而」【古業】ナン	ナシ	【元暦】ヨヒニアヒテ(本文左、朱)【類聚】ヨヒニアヒテ(本文左、墨)【古業】ナシ
	88	短歌	忘而念哉	(ワスレテオモ、墨)へ(ヤ、墨)	ナシ	【元暦】「忘而念哉」【類聚】「忘而念哉」【古業】漢字本文無し	【元暦】「わすれておもへ(つ?)や」【類聚】「わすれておもふや」	【元暦】代替訓らしき跡があるも判読不能【類聚】「(「ふ」ノ右)へ」【古業】「ワスレテオモヘヤ」
	79	長歌	天皇乃	(ス、墨)メロ(キノ、墨)	(右、朱)「●」へ	【元暦】ナン【類聚】「天皇乃」【古業】「天皇乃」	ナシ	【元暦】ナン【類聚】ナン【古業】「スメラキノ」
	79	長歌	冷夜乎	サユル(ヨラ、墨)	ナシ	【元暦】ナン【類聚】「冷」【古業】「冷」	ナシ	【元暦】ナン【類聚】ナン【古業】「ヒへ」